人と自然と歴史が交流し　未来へつなぐ　和のまち　“たいし”

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO2025

©EXPO 2025

まちの情報紙
広報

たいし

Public Relations TAISHI Town

▲町立幼稚園、保育園卒園式・町立小学校、中学校卒業式

2024
4
No.593

index

2　太子町健康マイレージ事業　2024たいしくんスマイル
4　後期高齢者医療制度
6　みんなで育てるたいしの子
8　大阪・関西万博　ボランティア募集
9　フォトニュース
13　人権コーナー「気づく」
14　みんなのひろば
16　健康インフォメーション
18　高齢者情報局
20　子育て応援ナビ
25　タウンインフォメーション

みんなが健康で笑顔のまちに！

太子町健康マイレージ事業

2024たいしくんスマイル

健康増進を図るため、下記一覧の事業に参加し、スマイルを貯めることで参加賞がもらえます。さらに抽選で、記念品が当たるなど、楽しみながら住民のみなさまに健康への関心を深めて頂く事業です。

［対象者］ 太子町住民
［実施期間］ 1月1日(月)～12月31日(火)
［応募期間］ 8月1日(木)～令和7年1月9日(木)
［対象事業］ 下記一覧表の事業・健康診査など
［参加賞］ たいしくんオリジナル缶バッチなど
［記念品］ A～Eの5コースから抽選で当選者を決定

3 …3スマイル
5 …5スマイル
10 …10スマイル

※対象事業には上記のマークを掲載しています。

対象事業・健康診査など		実施期間	スマイル数	備　考（お問い合わせ先など）
とくとく健診（集団健診）		8月25日(日)～27日(火) 8月29日(木)～31日(土)	各10	町立保健センター（いきいき健康課）☎98-5520
職場健診（健康診断）		4月～12月		職場の健診結果などを提示によりスマイルを付与します。
特定健診・後期高齢者健康診査（個別検診）		4月～12月		医療機関受診後、健診結果などを提示によりスマイルを付与します。
人間ドック（個別医療機関健診）		4月～12月		
子宮頸がん検診（個別医療機関）		5月～12月		
乳がん検診（個別医療機関）		5月～12月		
胃がん検診（個別医療機関内視鏡）		5月～12月		
大腸がん検診（個別医療機関）		5月～12月		
大腸がん窓口検診（町立保健センター）		5月27日(月)、6月10日(月)、7月4日(木)、8月6日(火)、10月11日(金)、11月13日(水)12月16日(月)		
集団健診	胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診・結核検診	6月24日(月)、7月23日(火)、10月17日(木)、11月26日(火)		町立保健センター（いきいき健康課）☎98-5520
	乳がん検診 子宮頸がん検診	6月20日(木)、7月23日(火)、10月24日(木)、12月17日(火)		
とくとく健診結果説明会		9月26日(木)、27日(金)、29日(日)、30日(月)	各5	
骨密度検査		7月23日、12月17日　各日　火曜日		
肝炎ウイルス検査		4月～12月		
風しん抗体検査		4月～12月		
健康相談（生活習慣アドバイス）		毎月（第4金曜日）		
献血（町が実施するもののみ）		7月26日、11月22日　各日　金曜日		
成人歯科健診（個別健診）（20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳）		4月～12月		医療機関受診後、健診結果などを提示によりスマイルを付与します。
妊婦歯科健診（個別健診）		4月～12月		
後期高齢者医療歯科健康診査		4月～12月		
1か月児健診		4月～12月		
乳児後期健診（10か月頃）				
乳幼児歯科相談		4月10日、6月12日、8月7日、9月18日、10月9日、12月11日 各日水曜日		町立保健センター（いきいき健康課）☎98-5520
乳幼児健診	4か月児健診	4月～12月 ※対象者には個別に通知します。	親子ともに各5	
	1歳6か月児健診			
	2歳6か月児歯科健診			
	3歳6か月児健診			

対象事業・健康診査など	実施期間	スマイル数	備　考（お問い合わせ先など）
妊婦健診	4月～12月	各3	町立保健センター（いきいき健康課）☎98-5520
産婦健診	4月～12月		
月例ウォーキング	毎月（第1月曜日）		
ストックウォーキング	毎月（第3火曜日）		
健康出前講座	4月～12月		
禁煙チャレンジ！会	4月～12月		
コレステよう会	5月14日(火)、5月21日(火)、5月28日(火)、6月4日(火)、6月12日(水)		
血糖へらそう会	10月～12月		
地区学習会（健康づくり推進委員）	4月～12月		
いきいきトレーニング教室	毎週火曜日		
プレママ＆パパ教室	6月30日(日)、7月17日(水)、10月27日(日)、11月13日(水)		
マルシェ de たいし（健康ブース）	適宜		
ふれあい TAISHI（健康ブース）	11月10日(日)		
わくわく農園	不定期		
こんにちは赤ちゃん訪問	4月～12月	5	
赤ちゃん会プラス	毎月（第1・3・5水曜日）	親子ともに各3	
ファーストベビー講座	5～6月・10～11月		
すこやかホール開放	毎月（第2・4水曜日）		子育て支援課 ☎98-5596
おひさま（ぷらす）広場	毎週金曜日		
こんぺいとう広場	4月～12月（各園月1回）	3	
ひなたぼっこ	毎週月曜日～金曜日		
ぱんだ教室	不定期		
障がい者ふれあいスポーツ大会	11月	5	福祉介護課 ☎98-5519
ぐんぐんトレーニング（講習日のみ）	不定期	各3	地域包括支援センター（いきいき健康課）☎98-5538
ナナトレ教室	5月～8月、10月～12月		
お達者健康講座	不定期		
介護予防講座	不定期		
春季・秋季スポーツ教室（サマーチャレンジ・親子体操含む）	5月～8月	1クール8	生涯学習課 ☎98-5534
体連登山	6月	各5	
たいしスポーツＤａｙ	11月		
3市町ふれあい交流グラウンド・ゴルフ大会	5月		
岳のぼり	4月23日(火)	3	環境農林課 ☎98-5522

※一覧表は予定です。変更・延期、または、中止などとなる場合がありますので、ご了承ください。
詳しくは、広報たいしでご確認頂くか、各課にお問い合わせください。

◆問合せ　いきいき健康課　☎98-5520　保険医療課　☎98-5516

後期高齢者医療制度

●令和６年度から保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、２年ごとに設定しています。

令和６年度は、被保険者均等割額57,172円、所得割率11.75％により保険料を算定します。なお、令和６・７年度の保険料率は、国による医療保険制度改革の影響がありました。

○令和６・７年度の保険料の算定方法（大阪府）

年間の保険料年額		均等割額		所得割額
限度額 80万円（※）	＝	被保険者１人当たり 57,172円	＋	賦課のもととなる所得金額 ×所得割率11.75％（※）

（※）**令和６年度の保険料における激変緩和措置**

国による医療保険制度改革の影響を加味した保険料額の改定がされたことから、令和６年度は激変緩和措置が設けられています。

- 賦課限度額については、生年月日が昭和24年３月31日以前、または、障がい認定により資格取得した加入者においては、73万円です。
- 所得割率については、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人は軽減用の所得割率10.94％を適用します。

※賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額など（前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地などの譲渡所得など）の合計額）から基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません）

※基礎控除額は地方税法第314条の２第２項に定める金額になります。（例：前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円）

●保険料の軽減が受けられる場合

（１）均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額（57,172円）が下記の割合で軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得の判定区分（同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額）
7 割	17,151 円	【基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与所得者などの数－1）】を超えないとき
5 割	28,586 円	【基礎控除額（43 万円）＋ 29 万５千円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者などの数－1）】を超えないとき
2 割	45,737 円	【基礎控除額（43 万円）＋ 54 万５千円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者などの数－1）】を超えないとき

※波線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者など（次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する人）が２人以上いる場合に計算します。

（ア）給与などの収入金額が55万円を超える人

（イ）65歳未満かつ公的年金など収入金額が60万円を超える人

（ウ）65歳以上かつ公的年金などの収入金額が125万円を超える人

※軽減の判定は、４月１日（４月２日以降に加入した場合は加入日）の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※軽減判定するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金の控除額（65歳以上である人に係るものに限る）の控除を受けた人については、公的年金などに係る所得金額から15万円を控除した所得金額を用いて軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

（２）会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人も、保険料をご負担頂くことになります。当面の間、所得割額は課されず、資格取得後２年間は均等割額の５割が軽減されます。

なお、上記（１）の均等割額軽減措置の７割軽減に該当する人については、均等割額の軽減割合は７割軽減が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。

（３）留意事項

軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行いますので、原則、被保険者のみなさまから申請を頂く必要はありません。

ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、保険医療課窓口への簡易申告などが必要です。

●保険料額と納め方

（１）特別徴収（年金から納めて頂く）の人

介護保険料の徴収対象となっている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、対象となる年金額の１回当たりの年金受給額に対して２分の１を超えない人は、原則、年６回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

（２）普通徴収（口座振替や納付書で納めて頂く）の人

特別徴収以外の人は、口座振替や納付書で納めて頂きます。７月に、令和６年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書（納入通知書）の方法により９期（７月～翌年３月まで）で納めて頂きます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

○仮徴収（令和５年中の所得が確定するまでの仮納付：４・６・８月）

①令和６年２月に保険料を特別徴収された人

４月の年金受給時に、２月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めて頂きます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、６・８月分は、４月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合、仮徴収額が変更され、その場合は、変更通知書が送付されます。

②令和５年度は普通徴収で、４・６・８月から新たに特別徴収の対象となる人

令和５年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

※令和５年度に引き続き、普通徴収（口座振替や納付書）で納めて頂く人は、仮徴収は行われません。

○本算定後の特別徴収

令和６年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続き、または、新たに特別徴収となる人は、７月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・２月の年金受給時に、令和５年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めて頂いた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めて頂きます。

○国保から後期高齢者医療制度へ移行される人へ

現在、国保で特別徴収（年金天引き）となっている人や、口座振替で保険料をお支払い頂いている人であっても、75歳となり後期高齢者医療制度に加入した最初は、納付書払いとなります。納付忘れを防ぐために、口座振替の申込みをして頂きますようお願いします。

○国による医療保険制度改革の主要事項

（１）出産育児一時金への支援

出産育児一時金については、42万円から50万円に増額されています。増額にともない、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入され、子育てを全世代で支援します。

（２）高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組み

現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療で高齢者が負担する保険料の割合が見直されました。

◆問合せ　保険医療課　☎98-5516

●健康診査・歯科健診・人間ドック費用の一部助成

●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査を行っています。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢にともなう心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在、生活習慣病で通院されている人も積極的にご受診ください。４月下旬～５月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒でお送りします。（年度途中に新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月にお送りします）

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、年度中（当該年度の３月31日まで）に１回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などへお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

●歯科健診

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯科検診を行っています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の人も積極的にご受診ください。４月下旬～５月上旬にかけて「歯科健診のお知らせ」をお送りします。（年度途中に新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月にお送りします）

広域連合が指定する歯科医院などで、年度中（当該年度の３月31日まで）に１回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院などへお問い合わせのうえ、被保険者証を忘れずにお持ちください。（受診券はありません）

以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査・歯科健診の対象外となります。

①病院、または、診療所に６か月以上継続して入院中の人

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

※受診の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必ず事前に受診希望の医療機関へ、実施状況を含めてお問い合わせください。

●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック（公共社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限る）を受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受ける際は、保険医療課に必要書類（申請に必要なもの）をお持ち頂き、ご申請ください。なお、各年度中（４月１日～翌年３月31日まで）１回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

［申請に必要なもの］

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証　4. 口座情報がわかるもの

［注意事項］

- 申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は、印かんが必要です。
- 人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。
- 人間ドックを受診された人は、健康診査を受診する必要はありません。

◆問合せ

●制度全般に関すること（大阪府後期高齢者医療広域連合）給付課（高額給付費・健康診査・人間ドックなど）☎06-4790-2031

●保険料の納付、その他各種届出に関すること　保険医療課　☎98-5516

みんなで育てる「たいしの子」vol.14
幼小中一貫教育だより

令和５年度の各学校園の取り組みを振り返って『一人ひとりの良さが輝く魅力ある学校をめざして』　町立中学校

町立中学校の学校教育目標は、「太子の土壌に立ち、未来を見据え、自ら学び自ら動く生徒、一人ひとりの良さが輝く学校」です。学年運営、学級運営、授業、行事、部活動などの教育活動が、目標に繋がること、その先に幼小中で育む子ども像があることを教職員で意識して取り組みました。

「非認知能力の育成」を軸として、「何のために学校があるのか？」「この１年間でどのような力を生徒につけていきたいのか？」「そのためには何を意識して取り組むべきなのか？」など、「学年ごとに生徒につけたい力」、「行事で生徒につけたい力」を生徒玄関や職員室に掲示しました。

コロナ禍で実施できなかった町立中学校の特色ある行事、例えば、文化祭での合唱コンクールや業間運動などを４年ぶりに再開することができました。文化祭での３年生学年合唱の「モルダウ」は、町立中学校の伝統として、引き継がれてきました。先輩の学年合唱の姿を見ていない３年生でしたが、みんなで一生懸命に歌う姿が素晴らしかったです。３年生の「協働する力」「挑む力」「伝える力」を１・２年生は観て感じ、これからも町立中学校の伝統として引き継がれていきます。

その他にも、全学年で宿泊行事を行っていることも特色の１つです。１年生で「貝塚宿泊学習」、２年生で「淡路合宿」、３年生で「修学旅行」をとおして、主体性など未来を生きる力を育んでいます。

非認知能力育成をめざして ～数値から見る２年目の取り組み～　町立山田小学校

町立山田小学校では、４～６年生の児童を対象に非認知能力に関するアンケートを各学期末に行っています。1・2学期末のアンケート結果と１月に行った学校診断アンケート（４・５・６年児童対象）の結果と合わせて、令和５年度の考察をします。

非認知能力に対する児童の意識は、日頃の教職員からの声かけで、高まったと考えられます。また、１学期末に比べ、２学期末ではより一層児童はつけたい力を意識して取り組んだと考えられます。このことからも、教職員からの児童に対する声かけ・働きかけが大切だとわかります。

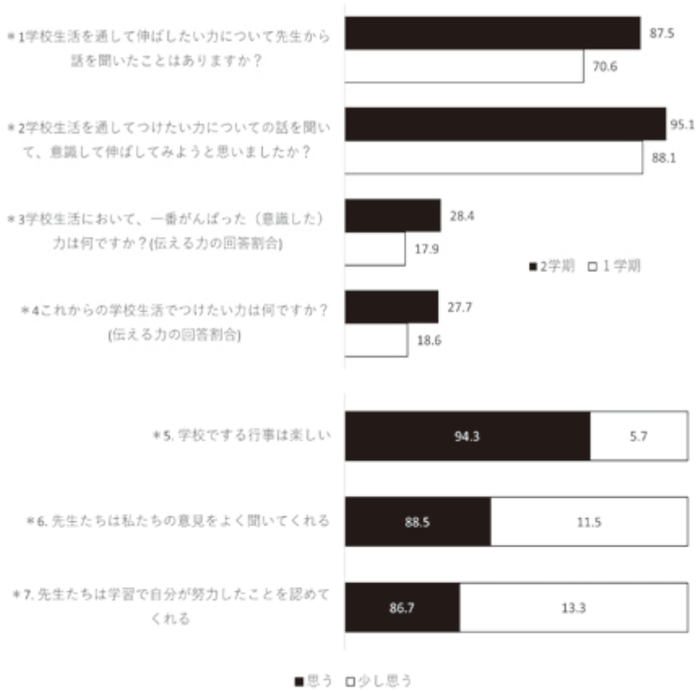

１学期末、これからつけたい力として「伝える力」を挙げる児童が多くいました。２学期には、運動会や学習発表会、たてわり班活動や低・中学年での校外学習、５年生は社会見学や稲刈り体験から収穫祭、６年生は修学旅行もあり、学校行事がたくさんありました。児童が主体的に行動し、児童同士で意見やアイデアを交わす機会が多くありました。それらの活動をとおして、児童は目標に掲げていた「伝える力」に取り組めたという実感をもつことができたようです。

２学期の活動の中で、「伝える力」を意識し、自分の意見や考えを発信する仲間の姿を見て、周りの児童が触発されたのかもしれません。

１月に学校診断アンケートを４・５・６年児童に行いました。児童の学校行事への満足度は高く、自分のがんばりを認めたり、意見を聞き入れてもらえるといった教職員との関係性が良好であることもわかります。令和６年度も児童が安心できる環境づくりを整え、児童が主体的に取り組める活動を行っていきたいと考えています。

主体的・意欲的に遊ぶ子どもの育成をめざして　町立幼稚園

町立幼稚園では「友だちとの関わりの中で主体的・意欲的に遊ぶ子どもの育成をめざす」を研究主題として保育を行っています。令和５年度の取り組みを振り返り、園児の自己肯定感や自己効力感の向上、他者とのコミュニケーション能力の向上が見られました。また、自分の意思を持って目標に向かって取り組む力も育まれました。

「目標に向かって頑張るぞ‼」

園児は楽しく運動遊びに取り組む中で、粘り強くあきらめずに、さまざまなことに挑戦する力を付けました。遊びの内容によっては、忍耐力を培い、達成感を味わう経験もしました。これらの経験から園児は自己肯定感が高まり、新たな力が湧き、次への意欲へ繋がっている様子でした。

自分だけが目標を達成させれば良いのではなく、やり方を教える姿や励まし応援する姿、一緒に取り組む姿も見ることができ、そのことから相手を大切にする気持ちが育っていることがわかりました。また、小中学生との交流では、お兄さんお姉さんに優しくしてもらえたことで、「自分も大きくなったら、あんなふうになりたい」という憧れの気持ちが育ち、クラスの友だちや年下のクラスの友だち、未就園児に対しても同じように優しく接する姿も見られました。

「メダカのお引越し大作戦‼（ビオトープづくり）」

濁った水のケースの中で泳ぐメダカの様子を見た園児は、「お家が汚くて可哀そう、大きくてきれいな所にお引越しさせてあげたいな」と、メダカを思う優しい気持ちからメダカの家づくりが始まりました。クラスから始まった活動でしたが、他クラスへ助けを求め、全園児総出のメダカの家づくりになりました。それでも園児だけでは難しくなり、家族の人にも手伝って頂き穴堀は完成したものの、穴を掘っただけでは水が抜けてしまい、たちまち困る場面に遭遇することになりました。今度は、専門家の人にも困りごとを聞いて頂き、園児はやっとの思いでメダカの家を完成することが出来ました。今では、元気に泳ぐメダカを優しい眼差しで見て、園児は大いに盛り上がっています。

たてわり班活動と高学年の成長　町立磯長小学校

町立磯長小学校では、各学年の担任が児童の様子をふまえ、学年目標を決め、つけたい非認知能力は何かを考えました。例えば６年生では、学年目標を決めるに当たり、磯長小学校を引っ張るリーダーとして、多くの場面で活躍して他学年の見本となって欲しいと言う思いで「BIG　HERO ６」としました。

プール清掃や学習発表会の準備で楽器運びなど、各行事の際には裏方としての手伝いが多くありましたが、みんなが気持ちよく活動できる様に率先して行いました。そして、運動会や委員会では、６年生になったらこんなことができるという、見本となる演技や行動を見せ、仲間と協働することで多くの人に感動を届けることができました。

委員会活動では、学校を過ごしやすくする活動を沢山行いました。朝の当番の仕事などを毎回忘れずに頑張る事は難しいことですが、６年生として責任をもって取り組み、頼りになる６年生になりました。

一方、全校でのたてわり班の取り組みを令和５年度から取り入れました。

令和４年度までのペア学年の取り組みから、全学年の児童が一つの班にいることで、自然と６年生がリーダーになるようにしました。しかし、一つの班は18～19人程の人数がいるので、２～３人の６年生だけでなく、４・５年生も自然と年下の学年の子を見ていかないといけないようにしました。そして、班のメンバーがお互いを受け入れ、協働するようにしないといけないことを伝えて活動を始めました。以下のような活動を各学期に行いました。

１学期：顔合わせと児童会行事　　２学期：なかよし二上遠足
３学期：長縄跳び交流

また、各学期に１回のなかよし遊び（昼休みに班で遊ぶ）を行いました。なかよし遊びの前に高学年がどんな遊びをどういった目的でするのか考える機会を設けるなど、目的を持って活動をするようにしました。

それら取り組みの結果、休み時間には他学年の児童が一緒にドッジボールをする場面も以前よりも多く見られるようになりました。今後もこの活動を続け、縦のつながりから、自分の学年以外の仲間のことをもっと知る機会が増えると嬉しいです。

◆問合せ　教育総務課　☎98-5533

大阪・関西万博

ボランティア募集

会場内での案内もまちなかでのおもてなしも

応募期間は2024年4/30(火)まで!

詳細はWEBへ! ▶▶▶ 万博ボランティア 検索

【お問い合わせ】大阪・関西万博ボランティア コールセンター

電話番号 0570-036-035（ナビダイヤル）
受付時間 9:00～17:30（土日祝休）

メールアドレス
【会場内の活動に関するお問い合わせ】info_kaijovol@venue.expo2025-volunteer.com
【まちなかや大阪ヘルスケアパビリオンの活動に関するお問い合わせ】info_machivol@city.expo2025-volunteer.com

【応募相談窓口】
募集期間中は、応募相談窓口を開設し、応募手続きをサポートします。
〒541-0055 大阪市中央区船場中央1丁目3番 船場センタービル2号館（地下1階）
大阪・関西万博ボランティアセンター

受付時間
月曜日～木曜日 10:00～17:00
金曜日 10:00～19:00
第1・第3土曜日 10:00～17:00
上記以外の土曜日、日曜日、祝日は休業

アクセス
大阪メトロ 堺筋本町駅（堺筋線・中央線）直結
※中北改札または東改札を出て、船場センタービル内に入り、同ビル内地下1階北通りを1号館方面に進んでください。
※エレベーターについては、中北改札より出ても構、船場センタービル3号館内のものをご利用ください。

EXPO 2025

希望を胸に！ 卒園・卒業おめでとう！

桜のつぼみも膨らみ始めた３月。各幼稚園や保育園、小中学校で卒園・卒業式が行われました。卒園・卒業を迎えたのは、幼稚園計76人、保育園計27人、小学校計111人、中学校計115人。
仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。

PHOTO NEWS

3月13日(水) 町立中学校卒業式

3月15日(金) 町立幼稚園卒園式

3月18日(月) 町立山田小学校卒業式

3月16日(土) 松の木保育園卒園式

3月18日(月) 町立磯長小学校卒業式

※３月23日（土）に行われました認定こども園やわらぎ幼稚園の卒園式の写真は広報紙作成スケジュールの都合上掲載できませんでした。ご了承ください。

たいしタウンミーティングを行いました

3月13日（水）に、町立総合福祉センターで、たいしタウンミーティングを行いました。

18人にご参加頂き「私にとっての公共交通」をテーマに、グループワークや発表、意見交換を行いました。

住まいのリフォーム・空家セミナー個別相談会

3月9日（土）に、町立生涯学習センター「太子の森」で住まいのリフォーム・空家セミナー個別相談会を行いました。

当日は6組8人が参加し、リフォーム及び空家に関する各団体の講師の公演を聞き、終了後には個別相談会に参加されました。

参加者からは「来てよかった」「参考になった」などの声があり、個別相談会ではより具体的な相談を行えたようです。

南河内いちごフェスタ＠ららぽーと堺を行いました!

3月9日（土）ららぽーと堺で、南河内地域のいちごを多くの人に知って頂くと同時に消費拡大を図るため「南河内いちごフェスタ＠ららぽーと堺」を行いました。当日は、南河内のいちごやフルーツの加工品などが出品され、盛況のうちにほぼ完売となりました。

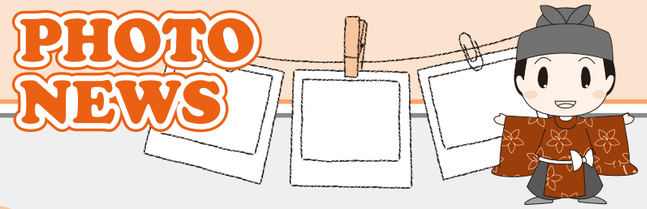

太子町子ども服リユースイベント（お譲り会）が行われました

不要になった子ども服のリユースイベントが2月21日（水）、3月6日（水）、13日（水）にすこやかホールで行われました。当日は多くの人で賑わい、ご好意で集まった子ども服158着（25.8kg）をお譲りすることができました。

ご協力頂きました皆さん、ありがとうございました。

また、ご好評につき今年度も開催を予定しています。（時期未定）

大阪南消防組合の運用を開始します

4月1日（月）より、大阪南消防組合の運用が始まり、「富田林市消防署太子分署」は「富田林消防署太子出張所」に変更されました。

広域化によるスケールメリットを活かし、今後も、消防体制の充実強化に努めます。

国道166号の舗装がきれいになりました

国道166号（春日北交差点から六枚橋交差点）は交通量も多く、アスファルト舗装の劣化が激しいことから、大阪府富田林土木事務所により、修繕工事が行われました。

今後も、大阪府とともに安全な道路の維持に努めていきます。

自殺対策強化月間

3月の自殺対策強化月間にちなみ、3月8日（金）に、上ノ太子駅前で「自殺予防キャンペーン」を行いました。新しい年度が始まり忙しい季節ですが、疲れがたまっていたら、無理せずに休息を心がけましょう。

町立幼稚園　「みんなと一緒に大きくなあれ!!」

２月22日（木）、幼稚園のきらきら広場に、大阪府みどり基金から頂いたサクラの木とモミジの木を植樹しました。

まだまだ苗木ですが、子ども達は一生懸命に「おおきくなあれ・おおきくなあれ」とおまじないをかけていました。季節感を楽しみながら子ども達の成長とともに木の生長も見守っていきます。

「パパと遊ぼう！」講座を行いました

３月３日（日）、町立万葉ホールで「パパと遊ぼう！」講座を行い、30組の参加がありました。段ボールを積んだり、迷路にしたりと子どもパパもダイナミックに楽しく遊ぶことができました。

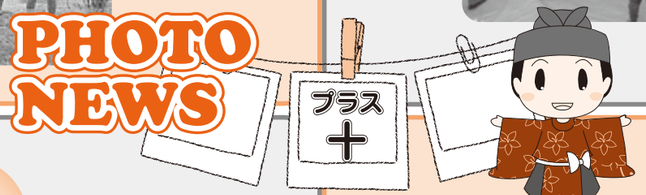

ミニミニドックを行いました

２月17日（土）、町立万葉ホールでミニミニドック（集団健康診査）を行いました。また、包括連携協定を結んでいる大阪東部ヤクルト販売による血管年齢測定を行いました。

健康寿命を延ばすためにも、１年に１回は健診を受けましょう。

ENEOSサンフラワーズ試合観戦

３月２日（土）、３日（日）に、ENEOS サンフラワーズの公式戦に住民の皆さんをご招待頂きました。当日は、ENENOS から配布されたチーム T シャツやタオルなどの応援グッズを使って選手を応援しました。

バスケットボール特有のスピード感のある攻守の入れ替わりと会場でしか味わえない臨場感を感じておられました。

人権コーナー　気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

特設人権相談

差別やいじめなど、人権にかかる悩みや疑問に応じます。相談は無料で、人権擁護委員が応じます。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

［と　き］ ４月９日(火)　午後２時～４時
［ところ］ 役場庁舎３階　第２・３会議室
［人権擁護委員］ 刀根　道夫(聖和台)、内田　久美子(太子)
関戸　充代(太子)、杉田　貴久子(春日)
上田　哲也(山田)
◆問合せ　住民人権課　☎98-5515

４月は「若年層の性暴力被害予防月間」

10代～20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に４月は進学・就職などにともない、若年層の生活環境が大きく変わり、被害にあうリスクが高まる時期であることから、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど、各種取り組みを集中的に行います。

◆問合せ　内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
☎03-5253-2111

人権コラム「よき日へ」　「こども基本法」施行１年を迎えて

大阪教育大学　池上 英明

2023年４月の「こども基本法」施行、「こども家庭庁」創設から１年が経過しました。しかし、その認知度はまだ低いのではないでしょうか？昨年10月段階では約６割の子どもたちは「聞いたことがない」と回答しています（日本財団「こども１万人意識調査」結果より）。

そもそも、なぜ、子どもの人権なのでしょう。人権の世界基準である世界人権宣言第１条には「すべての人間は生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。」と謳われており、本来は、子どもの人権だけを取り上げる必要はないはずです。しかし、子どもたちは「未熟である」「保護される存在である」ということを口実に人権を奪われつづけてきた現実があります。

人類は「児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う」としながらも二度の世界大戦を止めることが出来ず、子どもたちに最悪のものを与えてしまいました。こうしたことへの深い反省から、1959年国際連合は「児童の権利宣言」を制定し、この宣言を更に発展させるため1989年に「子どもの権利条約」が制定されました。今、ロシアとウクライナ、パレスチナとイスラエルの戦争により、今この瞬間も、子どもたちの命、子どもたちの人権が脅かされ奪われています。国内においても貧困や差別、いじめ、虐待、不登校など子どもの人権は侵害されています。

昨年12月には「こども基本法」に基づきこども大綱が策定されています。そこでは、全ての子ども・若者が、日本国憲法「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会が謳われています。

こども基本法制定を契機に私達に求められていることは３つあると思います。１つは、子ども観の転換です。子どもは未熟な存在、保護される存在とされ、大人と同等の人権を認められている存在とは認めてこられていませんでした。子どもを権利の主体として、育てていけるようにすることが社会に求められています。２つめは、子どもの意見表明権を理解することです。子どもの呼びかけを私達大人がしっかりと受け止めていくことを大切にしたいと思います。そして、そのことを子どもに関わるあらゆることがらに反映させていくことが大切です。「こども基本法」第11条には、子ども施策に対する子どもの意見の反映が謳われています。これを画餅にせず、実現させていくことが社会に求められています。最後に、子どもの人権を実現させていく過程で、大人自身が自分自身の人権を問い直していきたいと思います。そして、子どもと大人が連携して、人権が尊重された社会づくりを進めましょう。

太子町長選挙　～さあ投票　選挙の主役はあなたです～

●投票
［と　き］ ４月７日(日)　午前７時～午後８時
［ところ］ 第１投票所…太子集会所
第２投票所…町立生涯学習センター「太子の森」３階　研修室
第３投票所…栄町集会所
第４投票所…山田小学校
第５投票所…聖和台集会所

●期日前投票
［と　き］ ４月３日(水)～６日(土)
午前８時30分～午後８時
［ところ］ 町立生涯学習センター「太子の森」３階　研修室
※今回の選挙から、期日前投票所を「役場庁舎１階」から「町立生涯学習センター「太子の森」３階　研修室」に変更しています。
詳しくは、投票所入場整理券に同封のお知らせをご覧ください。

◆問合せ　太子町選挙管理委員会事務局　☎98-5515

がんばった人に

（敬称略）
はなまる

◆太子ウィンターリーグ　２年生の部
準優勝　太子町ジュニアサッカークラブ

◆太子ウィンターリーグ　２年生の部
敢闘賞　太子町ジュニアサッカークラブ

4市町村コミバスの愛称募集

広報たいし１月号で４市町村コミバスの愛称を募集したところ、316件の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

準備が整い次第、住民のみなさまに投票を頂く予定です。４月中に、町ホームページでお知らせしますので、みなさまの投票をお待ちしています。

◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531

菊づくり教室受講者募集

苗作りから大輪の大菊、ミニチュアのだるま菊や福助菊、簡単に育てられるドーム菊や切り花菊など菊づくりに関する教室を行います。秋の菊花展に向け、菊づくりを始めませんか。気軽にご参加ください。

［と　き］ ４月20日、５月４日、６月１日、７月６日、８月３日、９月７日
各日　土曜日　午前10時30分～
［ところ］ 町立生涯学習センター「太子の森」３階
第１研修室及び会員菊花栽培場
［定　員］ 10人
［参加費］ 無料（ただし資材など実費分を徴収）
［持ち物］ 筆記用具
［講　師］ 太子町菊花会会員
［申　込］ ４月14日(日)までに、町ホームページ、または、生涯学習センター窓口でお申し込みください。

申込みは、こちらから▶

◆問合せ　町立生涯学習センター「太子の森」
☎98-5530

資料館友の会総会記念講演会

源氏物語などについて、ご講演して頂きます。
事前の予約が必要です。

［と　き］ ５月11日(土)　午後２時～４時
（質疑応答を含む）
※受け付けは、午後１時45分～。
※記念講演会前の総会により開場時間が、多少前後する場合があります。
［ところ］ 町立万葉ホール
［内　容］「源氏物語の世界(仮)」
［定　員］ 70人（先着）
［参加費］ 300円（資料代など）
［講　師］ 浅尾　広良　先生（大阪大谷大学学長）
※竹内街道歴史資料館友の会会員及び太子町観光ボランティア「太子・街人（ガイド）の会」会員は受講料無料。(当日は友の会会員の入会受付を行います(年会費あり))
［申　込］ ４月２日(火)～５月10日(金)までに電話で、下記までお申込みください。
（住所・氏名・電話番号）

◆申込・問合せ　町立竹内街道歴史資料館
☎98-3266

町立総合体育館トレーニング講習会【第1回】

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会を受講した人でないと利用できません。

［と　き］ ４月24日(水)　午後６時30分～８時30分
※午後６時30分までに必ずお越しください。
［ところ］ 町立総合体育館
［受講料］ 200円（講習会当日徴収します）
［定　員］ 先着25人
［受講資格］ 令和６年４月１日現在15歳以上の人
［内　容］ 講義：トレーニングの基礎理論
実技：ウォームアップ・クールダウンなど
［受　付］ ４月１日(月)～19日(金)まで受付(期間厳守)
①町立総合体育館窓口（午前９時～午後５時15分）
②町ホームページの申込みフォーム
※町立総合体育館の休館日は月曜日です。月曜日が祝日の週は、火曜日が休館日です。
※電話での受け付けは不可。
下記の二次元コードから、町ホームページへ進み申込フォームでお申込みください。

申込みは、こちらから▶

◆問合せ　町立総合体育館　☎98-5344

図書館行事予定　おはなしひろば　４月

図書館では、ボランティアグループ「おはなしひろば」による、絵本の読み聞かせを行っています。

［と　き］ ４月20日(土)　午後２時～（約30分間）
［ところ］ 町立図書館内
（児童エリア　絵本とお話しのコーナー）

◆問合せ　町立図書館　☎98-5526

川柳　祝

敬称略

■祝金もらって卒寿と老いを知る　桑原　優
■身の廻り祝意が弔意に凌駕され　山崎　忠光
■茶柱も祝ってくれた誕生日　小路　淳水
■「サクラサク」待ってましたと祝いする　奥田　早苗
■祝賀会ジョーク飛び交い友となる　松本　京子
■新入生桜も祝福満開ね　上田　恒子
■祝日の名称変わり何んの日かな　笹部　次夫

●５月号の題は「土」（締め切り４月５日）。６月号の題は「働」（締め切り５月５日）です。

俳句

敬称略

■野に山にあふるるいのち春景色　桃井　克夫
■息吐きて吸ふて冷たき聴診器　麻野　明子
■初句会誘われし師の顔浮かぶ　髙田　正裕
■朝霜に子の登校の靴の跡　明石　志郎
■街中にあふるるマスク息づかい　平木　玉峰
■身の奥の地震（ない）の恐怖や寒椿　辻本佳代子
■恙無き（つつがなき）一日（ひとひ）を愛（お）しみ葛湯飲む　松井けい子
■千年の古代の池や水涸るる　本多　幸子
■細き水集めて寒の水音かな　茂里フサエ
■参道の露店賑ふ梅祭　余保　英代
■麗（うらら）かや鶏鳴（けいめい）響く休校日　河波　正昭
■菜の花の今ここにただ咲くだけや　下城かよ子
■早春や一句うかびて寝床出る　小路きよし

不要品交換

■ゆずります
- 石油ファンヒーター［要相談］
- 電動自転車（美品）［有料］
- ７段ひな人形［無料］

■ゆずってほしい
- 磯長小学校制服（女子）160㎝
- 単管パイプ48㎜φ×４m×６本（クランプもあれば）［相談］

◎ゆずりたいもの、ゆずってほしいものがあれば、観光産業課（☎98-5521）までご連絡ください。

◎掲載している人のご連絡先をお伝えしますので、恐れ入りますが、物品の詳細については直接連絡・交渉してください。（観光産業課では物品をお預かりしていません）

ふれあい掲示板

陸上自衛隊信太山駐屯地創立67周年記念行事

陸上自衛隊信太山駐屯地創立67周年記念行事を行います。

［と　き］ ４月21日(日)
午前８時30分～午後３時30分
［ところ］ 陸上自衛隊信太山駐屯地
（大阪府和泉市伯太町官有地）
［内　容］ 観閲式、観閲行進、戦闘訓練展示、レンジャー体験、体験搭乗、子供広場など
［入場料］ 無料
※災害などの緊急事態が発生した場合は、行事を中止、または、変更する場合があります。
詳しくは、信太山駐屯地公式ホームページをご確認ください。
ホームページは、こちらから▶

◆問合せ　和泉市伯太町官有地　内田　祥太
☎0725-41-0090（内線204）

SCATTO 太子陸上　募集

走る技術に加え、学童期に必要な身体の動かし方を楽しく練習しながら習得します。通常練習時間で、随時無料体験を受け付けていますので、希望者はメールでご連絡ください。

［と　き］ 毎週火曜日　午後６時～７時30分
（５月開始）
［ところ］ 町立磯長小学校体育館
［対　象］ 小学生
［指導者］ 松井智子、松井正樹、井指康裕
［服　装］ 運動のできる服装、靴でお越しください。
詳しくは「スカット　陸上」でご検索ください。

◆申込・問合せ　一般社団法人 SCATTO　井指
☎090-1717-3966
Email：info@scatto.club

広報たいしがマチイロに掲載されています

スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも簡単・便利に、町の広報紙を読むことができるようマチイロ導入しています。

マチイロの主な機能として、最新号が発行されると、プッシュ型で通知が届くなど、町広報紙のバックナンバーや全国の自治体広報紙も読むことができます。

詳しくは、二次元コードからご覧ください。

◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531

４月の太子ＴＶは、４月25日(木)です

太子ＴＶは、毎月、最終木曜日　午後４時～生配信中！町の情報や魅力を発信しています。

みなさまぜひ、ご覧ください。

※太子ＴＶとは？…太子町と(株)Ｆ.Ｃ.大阪が配信しているインターネットテレビです。

ご視聴は、こちらから▶

◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531

いきいき健康課
（保健センター内）☎98-5520
富田林保健所　☎23-2681

	種類	診療場所	診察日	受付時間
休日急病診療	内科・歯科	休日診療所 ☎28-1333	日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ※歯科については午前のみ。
		富田林市向陽台1-3-38		
	小児科	富田林病院☎29-1121		
		富田林市向陽台1-3-36		
病院案内専用ダイヤル	大阪南消防局 ☎072-958-0119	●病院案内（24時間体制で病院を案内します。） ●小児夜間救急（午後８時～翌朝８時の間（土日・祝日、年末年始は午後４時～）、中学生までの子どもが急病になったとき、当番の病院を紹介します。） ※直接、病院へ行かれても受診できません。		
救急医療相談窓口	【24時間・365日】 ☎#7119 ☎06－6582－7119 (固定電話（ＩＰ・ダイヤル回線など))	病院に行ったらいいの？救急車を呼んだ方がいいの？応急手当の仕方が分からない。など、救急医療相談を「医師」「看護師」「相談員」が24時間受け付けます。**《緊急時は迷わず119番へ》**		
大阪府小児救急電話相談	【午後7時～翌朝8時】 ☎#8000 ☎06－6765－3650 (固定電話（ＩＰ・ダイヤル回線など))	夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときは、お電話ください。「こどもの救急」ホームページ（http://kodomo－qq.jp/）でも、受診判断の目安となる情報を掲載していますので活用してください。		

●母子保健

★かならず母子手帳をお持ちください。

場所 町立保健センター（2階すこやかホール）

5 4月の乳幼児健診	対象児	実施日	5月の乳幼児健診	対象児	実施日
４か月児健診	令和5年11月15日～令和5年12月11日生まれ	4月11日（木）	４か月児健診	令和5年12月12日～令和6年1月9日生まれ	5月9日（木）
2歳６か月児健診	令和3年8月1日～令和3年9月30日生まれ	4月4日（木）	1歳６か月児健診	令和4年9月1日～令和4年10月31日生まれ	5月10日（金）
3歳６か月児健診	令和2年8月1日～令和2年9月30日生まれ	4月9日（火）	※乳幼児健診の実施時間は個別に通知します。		
赤ちゃん会ぷらす 3	１歳６か月までのお子さんと保護者	4月3日（水） 4月17日（水）	【内　　容】身体計測・個別相談、自由遊び、各種イベント 【受付時間】９：30～10:00　【従事専門職】 【実施時間】９：30～11:30　助産師・保健師・管理栄養士・保育士 ※詳しくはＰ20「子育て応援ナビ」のページに掲載		
乳幼児歯科相談 5	就学前までのお子さんと保護者	4月10日（水）	【時　　間】11：00～ 歯科衛生士による歯に関する相談や歯みがき・仕上げみがきの指導などを行います。（要予約）		

●健康づくり

場所 町立保健センター

種　類	実施日	実施時間	内　容
町内ウォーキング 3	4月1日（月）	9：30～	町内の３㎞、または、６㎞のウォーキングコースを歩きます。町立保健センター集合。雨天中止。 ストックは貸出有。 ※水分補給のため、飲み物をご持参ください。
ストックウォーキング	4月16日（火）		

●健康相談

場所 町立保健センター

種　類	実施日時	内　容
保健師・管理栄養士による健康相談 5	4月19日（金） 13：30～16：30 （予約制）	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。（予約必要・当日でも可）

場所・問合せ 大阪府富田林保健所

種　類	実施日時	備　考
こころの健康相談 ☎23-2684（富）	月～金・予約制 9：00～12：15／13：00～17：45 （年末年始、祝日を除く）	予約制
エイズに関する相談 ☎23-2683（富）	月～金 9：30～12：15／13：00～17：00 （年末年始、祝日を除く）	予約は不要 電話相談も可能
医療機関に関する相談 ☎23-2681（富）	月～金 9：00～12：15／13：00～17：30 （年末年始、祝日を除く）	

★骨髄バンクドナー登録や腸内細菌検査、飲用水・井戸水検査なども行っています。

●健康と笑顔の WA

太子町健康スローガン
『和をもって、健やかとなす！』

健康は、日々の生活の積み重ねから作られるものです。食生活を見直し、運動習慣をつけ禁煙し、アルコールはほどほどに、といった話はよく聞かれます。

しかし、コロナ禍を経験した今、人との交流を心がけることも健康づくりにはかかせない大切な要素となっています。では、人との交流とはどのようなことでしょうか。

あいさつをする、家を訪問する、手紙を書く、会合やイベントに参加する、LINE などのソーシャルネットワーク（SNS）によるインターネット上での交流など、様々な手段があります。

それぞれに利点や欠点はありますが、人と交流しつながることができると、安心感やいきがいが生まれてきます。

町立保健センターでの取り組みの一つに健康相談や特定保健指導があります。健診結果をもとに面接や電話、手紙で健診受診者とつながり、健診結果について説明しています。このつながりから、健康講座を受講されたり、がん検診を受診したり、健康づくりボランティア（プロジェクト）に参加したりと健康的な生活に改善されることがあります。

健康講座に参加することで、今までの食生活を改善させることができ減量に成功できた、がん検診で早期がんが発見されたという事例もあります。

さらに、ボランティアで知り合った人とウォーキングを始めたり、お互いに見守りをしたりと、地域でのつながりとしても広がっています。

直接的な人と人とのつながりを大切にし、新しいコミュニケーションも築きながら、人との交流を心がけましょう。

町立保健センターでは、各種講座やボランティアの参加者を募集しています。

関心のある人は、一度ご連絡ください。

◆問合せ　いきいき健康課　☎98-5520

の中の数字は、たいしくんスマイルのスマイル（ポイント）数です。

受けましょう！がん検診　がん検診は無料で受けられます 10

○ご予約は、お早目に！

年間の集団健診の日程は、本紙折込チラシの『健康のために』に記載しています。計画的に受診日の予定を立てて、お早目にご予約ください。なお、予約は４月～令和７年３月までの町立保健センターで行う全ての集団健診の実施日の予約が可能となります。

○がんはとても身近な病気です

「自分はがんにならない」、「何か症状があれば病院に行く」と思っていませんか？がんは初期の段階では自覚症状がありません。

また、日本人の２人に１人が一生のうちでなんらかの「がん」になり、３人に１人がんが原因で亡くなっています。

○がんは治る時代です

がんは早期発見が可能な病気です。健康を守るため、がん検診を定期的に受け、早期発見・早期治療を心がけましょう。

○お電話一本で、簡単予約

予約受付は、検診実施日の１週間前までです。ただし、定員になり次第締め切ります。

◆問合せ　いきいき健康課　☎98-5520

年に一度は健康診断（特定健診）を受けましょう 10

赤ちゃんの健診から始まって学校や職場で、年に一度は健康診断を受けていると思いますが、お仕事を離れられた後は、年に一度の健診を受けていますか。

健康診断は、健康な人が受ける各種検査です。「健康だから」「忙しいから」と言って受診しないのは、自覚症状が出にくい血管の変化（生活習慣病）を見落とし、大きな病気（糖尿病や脳梗塞など）に発展してから自覚症状が出て発症することになります。健康だからこそ、いつまでも健康を維持するために、年に一度の健康診断をご受診ください。

受診後は、その結果が示す身体の変化について関心を持ち、改善する必要があれば生活習慣を改善しましょう。

町では、医療機関や町立万葉ホールでの集団健診を行っています。また、健診後の結果相談会や毎月の健康相談、電話での個別相談を行っていますので、詳しくは、本紙折り込みチラシの「健康のために」をご確認頂き、自身の健康管理にお役立てください。

［とき・ところ］　毎月　第４金曜日　町立保健センター

指定医療機関で特定健診を受診された人も、ご利用頂けます。お電話でご予約ください。

◆申込・問合せ　いきいき健康課　☎98-5520

子宮頸がん予防のためのヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの接種

HPV ワクチンについて、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女性に対し、公平な接種機会を確保するため、令和４年４月から３年間キャッチアップ接種を行っています。キャッチアップ接種では、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった人が、従来の定期接種の対象年齢を超えて HPV ワクチンを定期接種として接種することができます。接種費用は無料です。

●キャッチアップ接種対象者

［対　象］平成９年４月２日～平成20年４月１日生まれで、過去に HPV ワクチンを合計３回受けていない女性

［接種回数］３回（１回、または、２回接種済の人は残りの回数）

［接種期間］令和７年３月31日（月）まで

※令和６年度でキャッチアップ接種は終了となります。

［接種場所］富田林医師会所属の各実施医療機関

◆問合せ　いきいき健康課（町立保健センター内）
☎98-5520

コレステよう会 5

コレステよう会とは「コレステロールを捨てよう」つまり、コレステロール値を下げようという意味を込めています。ただ、健康教室の内容はコレステロール値に関してだけではありません。血圧や血糖値が高い、体重が増えた、運動を始めたいけどなかなか続かないなど、様々なお悩み解決のお手伝いをする教室です。あなたに合わせた食事・運動について改善案を管理栄養士・保健師・運動指導士が一緒に考えます。

ぜひ、ご参加ください。

［と　き］①５月14日　午後１時～
②５月21日　午後１時30分～
③５月28日　午前10時～
④６月４日　午後１時30分～
⑤６月12日　午後１時30分～　各日火曜日

※２時間程度を予定。

［ところ］①、②、③　町立保健センター
④、⑤　町立万葉ホール

［内　容］①１日のカロリーを知ろう
・身体測定、運動、認知機能測定、食事編１
②気になる数値を下げるコツ
・食事編２
③調理実習
④ストレッチで柔らかい体を手に入れよう
・運動編１
⑤ストックを使ったウォーキング法
・運動編２

［対　象］20歳以上の人（先着20人）

［申　込］５月10日（金）までに、いきいき健康課までお申込みください。

［参加費］無料（調理実習のみ食材費自己負担あり）

塩分測定計や身体活動計、ストックウォーキングのストックを無料でレンタルできます。

◆申込・問合せ　いきいき健康課　☎98-5520

太子町 高齢者情報局

令和６年４月号

太子町の高齢者情報局は、高齢者の暮らしに必要なお知らせを提供します。
今回は、『70歳からのトレーニング教室「ナナトレ」参加者募集！』『わ・は・歯健診』『出張スマホ教室』『令和６年度　介護保険料』をお届けします。

③ 70歳からのトレーニング教室「ナナトレ」　参加者募集！

筋力は何歳になっても鍛えれば向上します！
この教室では、専門スタッフのもと、高齢者の人の体力に合ったトレーニングプログラムを行います。
いつまでも自分で好きなところに出かけて自由に行動できる自分でいるために、教室に参加してみませんか？
（65歳以上から参加できます。旧名称：お達者トレーニング教室）

［と　き］ ５月９日(木)～８月８日(木)　毎週木曜　全14回　午後１時30分～午後３時30分
［ところ］ 町立総合福祉センター
［対　象］ 65歳以上（身体の痛みがある人、筋力の低下を感じている人優先）
［内　容］ ・ストレッチ、筋力トレーニング、スクワットなど
・ミニ講話（栄養・お口・運動）
・体力測定、身体機能チェック・お口の健康チェック
［定　員］ 12人（先着順）
［費　用］ 弁当代実費（686円、１回のみ）
［申込締切］ ４月22日(月)
※定員に達する場合がありますのでご了承ください。

【参加者の声～アンケートの一部をご紹介します～】
- 自分に合った筋トレの基本を教えてもらい、腰痛が楽になった
- ３か月間の短期間で階段の上り下りが楽になるなど効果を実感した
- 若い頃好きだった曲で同じ年代の人たちと体操をするのがとても楽しかった

★サポーター（ボランティア）も同時募集！
教室内で参加者のサポートをして頂くボランティア活動です。介護予防の知識を得ながら、ご自身のトレーニングもできます。
［対　象］ 一般住民　２人程度
［内　容］ 教室内での参加者への支援（おもり及び血圧計の装着・参加者の誘導など）
教室終了後のトレーニングなどの普及活動
◆申込・問合せ　地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538

③ わ・は・歯健診　～歯科医師によるお口の健康チェック～

歯科医師が実際に口腔内を診て、「お口の健康チェック」や「相談・アドバイス」を行います。噛む・飲み込むなどのお口の機能をチェックし、いつまでも自分のお口で安全に美味しく食べるためにアドバイスを聞いてみませんか。定期的に歯科受診している人もぜひ、ご参加ください。（参加費無料）
［と　き］ ４月23日(火)　午後１時30分～３時30分
［ところ］ 町立保健センター
［対　象］ 65歳以上の人
［内　容］ 歯科医師によるお口の健康チェック・お口の相談
［定　員］ ６人（要予約）
◆申込・問合せ　地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538

出張スマホ教室

ドコモショップ羽曳野店が、町でスマホ教室を行います。
スマホを持っていない人も参加できる、基本操作を中心とした教室です。スマホを実際に操作しながら、簡単な操作方法や便利な機能を学べます。この機会にぜひ、ご参加ください。
※既に使用している携帯会社に関わらず、ご参加頂けます。
［と　き］ ４月16日(火)　午後２時～３時30分
［ところ］ 町立生涯学習センター「太子の森」３階　研修室２
［対　象］ 町内在住の65歳以上でスマホの操作に不慣れな人や、スマホをこれから使ってみたい人
［内　容］ 入門編：インターネットを楽しもう
［定　員］ 10人（先着順・要予約）
［参加費］ 無料
［持ち物］ スマホ（貸出しあり）
本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
［申　込］ 電話、窓口、または、下記二次元コードからお申込みください。
申込みは、こちらから▶
◆申込・問合せ　地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538

令和６年度　介護保険料

65歳以上の令和６年度介護保険料は、７月に令和５年中の所得などをもとに計算し決定します（本算定）。しかし、４月１日時点では、皆さんの令和５年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くことになります。
徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご留意ください。

●特別徴収
年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人。
２月分と同額の保険料を４・６・８月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。ただし、４月、または、６月から新たに特別徴収を開始する人や保険料額を変更する人は、４月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

●普通徴収
年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付して頂く人。
昨年度の課税状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。４月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。
※納付方法が変更となる場合は、決定通知書、または、更正通知書でお知らせします。

＜一人ひとりの保険料額は・・・＞
町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約23% 分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

保険料段階	対　象　者		保険料率	保険料（年額）
第１段階	世帯非課税	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	0.285	21,820円
第２段階	世帯非課税	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超120万円以下の人	0.455	34,840円
第３段階	世帯非課税	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円超の人	0.685	52,450円
第４段階	世帯課税	本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	0.90	68,910円
第５段階	世帯課税	本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超の人	基準額 1.00	76,560円
第６段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	91,880円
第７段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	99,530円
第８段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	114,840円
第９段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	130,160円
第10段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	145,470円
第11段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	160,780円
第12段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	176,090円
第13段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.40	183,750円
第14段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.50	191,400円
第15段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	2.70	206,720円

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。
皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。いつまでも住み慣れた町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。
◆問合せ　福祉介護課　☎98-5519

子育て応援ナビ

③ 児童扶養手当・特別児童扶養手当の金額が変わります

●児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、18歳までの児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

・手当月額（所得額などにより変動）

4月分から次のように改定されます。

児童１人目：45,500円～10,740円
児童２人目：10,750円～5,380円の範囲で加算
児童３人目以降：１人増えるごとに6,450円～3,230円の範囲で加算

※請求者の所得に応じて、10円刻みで逓減されます。
※所得制限限度額以上の人は支給対象外。

・手当の支給

認定されると、請求月の翌月分から支給、奇数月の11日に支払われます。

●特別児童扶養手当とは

障がい児のいる家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の中程度以上の障がいのある児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

・手当月額

4月分から次のように改定されます。

１級：55,350円　２級：36,860円

障がいの程度に応じて、１級及び２級とし、手当額が異なります。

・手当の支給

認定されると、請求月の翌月分から支給され、4月・8月・11月の各11日に支払いがあります。

◆問合せ
子育て支援課　☎98-5596

ひとり親家庭などの相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについて母子・父子自立支援員が、面接、または、電話により、相談や情報提供などの支援を行っています。役場での相談を希望される場合、ご連絡ください。

◆問合せ
大阪府富田林子ども家庭センター
生活福祉課　☎25-1131

子育て広場事業

子育て広場は、予約なしで参加できます。ただし、イベントなど定員数が決まっている内容については予約が必要な場合もあります。それぞれの案内に従ってご予約ください。

●赤ちゃん会ぷらす ③

［と　き］ 4月3日、17日　各水曜日
午前９時30分～11時30分
［ところ］ 町立保健センター２階
すこやかホール
［対　象］ １歳半までのお子さんと保護者

◆問合せ
いきいき健康課　☎98-5520
E-mail：
hokensenta@town.taishi.osaka.jp

●すこやかホール開放 ③

［と　き］ 4月10日、24日　各水曜日
午前９時30分～11時30分
［ところ］ 町立保健センター２階
すこやかホール
［対　象］ 未就園児と保護者

●ひなたぼっこ ③

［と　き］ 毎週月曜日～金曜日
午前10時～午後３時
※正午～午後１時は、ランチタイム。
［ところ］ やわらぎ保育園内
子育て支援ルーム
［対　象］ 未就園児と保護者

■イベントデー（予約不要）

［と　き］ ①４月18日(木)「公園で遊ぼう」
②４月26日(金)「公園で遊ぼう」
各日　午前10時～11時30分
※②は「ひなたぼっこ」「おひさまひろば」のコラボイベントです。
［ところ］ 和みの広場
※現地集合、雨天中止。

■ひなたぼっこがお休みの日

・４月１日(月)全日お休みです。

●おひさまひろば ③

［と　き］ 4月5日、12日、19日、26日　各金曜日
午前９時30分～午後３時
※正午～午後１時は、ランチタイム。
※午後から参加する人は、昼食の片付けの後、午後１時より入室できます。
［ところ］ 町立幼稚園２階
おひさまひろば
［対　象］ 未就園児と保護者

■イベントデー

「公園で遊ぼう」（「ひなたぼっこ」・「おひさまひろば」のコラボイベントです）

［と　き］ 4月26日(金)
午前10時～11時30分
［ところ］ 和みの広場
※現地集合、雨天中止。
［持ち物］ 飲み物
着替えなど（子ども）

◆問合せ

【ひなたぼっこ】
やわらぎ子育て支援センター
☎080-4239-1402
LINEID：y.hinata17

【すこやかホール開放・おひさまひろば】
子育て支援課
☎98-5596
E-mail：
kosodate@town.taishi.osaka.jp

■注意事項

・発熱、咳、喉の痛みなどの体調不良がある場合、利用はお控えください。
・着替え、お茶などをお持ちください。

③ 赤ちゃん会イベントデー

4月の赤ちゃん会イベントデーは、助産師によるベビーマッサージと保育士による親子ふれあい遊びを予定しています。費用は無料で、申込みは不要です。

［と　き］ ①４月３日(水)、②４月17日(水)　午前10時30分～
［ところ］ 町立保健センター
［対　象］ １歳半までのお子さん
［内　容］ ①ベビーマッサージ、②親子ふれあい遊び

◆問合せ
いきいき健康課　☎98-5520

パブリックコメント（意見募集）に対する意見

１月４日(木)～２月３日(土)まで、役場及び町ホームページで公表し、各種計画に対するパブリックコメント（住民等意見）の募集を行いました結果は、下記のとおりです。

●第２期いのち支える自殺対策計画(案)に対する意見はありませんでした。
◆問合せ　いきいき健康課　☎98-5520

●一般廃棄物処理基本計画(案)に対する意見はありませんでした。
◆問合せ　環境農林課　☎98-5522

太子町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（案）に対する意見

１月４日(木)～２月３日(土)まで、役場庁舎及 び町ホームページで公表し、太子町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画(案)に対するパブリックコメント（住民等意見）を募集しましたところ、２人から16件のご意見を頂きました。
これらのご意見と、ご意見に対する町の考え方は下記のとおりです。

太子町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画(案)について

NO.	項目	パブリックコメントでの意見（要旨）	町の考え方
1	P. 3	在宅サービスの充実とあるが、デイサービス事業所が確保されているのか。介護保険料、利用料が高額なことで、利用したくても利用できない人がいるのではないか。	在宅サービスの提供については、利用者に本当に必要な支援は何かを見極め、本人や家族と相談しながら一人ひとりの状況にあった支援を行っています。介護保険料、利用料については、所得に応じた負担となっており、所得が低い人については軽減されています。
2		「日常生活の自立に向けた」とあるが、年々歳をとって衰えることがあっても、良くなることはまれではないのか。せいぜい現状維持でどれだけ過ごせるかになるのでは。「自立支援」が「見放す」ことに繋がらないか心配。	体力などには個人差がありますが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりに努め、介護予防や重度化防止に向けた取り組みを行っていきます。
3	P. 4	「交通」（バス）に触れられている。全庁的に「公共交通」について考えるということを確認し、認識して業務にあたるという姿勢で臨むべきでは。	公共交通担当課が中心となり、全庁的に課題解決に向け取り組んでいきます。
4	P. 6	平成7年と令和2年で比較すると「高齢者のいる世帯」が2倍以上となっているのであれば、町内に高齢者が出かけたくなる場を設ける必要があるのでは。一人暮らしの高齢者が外に出る機会をつくれば、支援でのぞきこまなくても、自ら姿を現してもらえていいと思うが。	高齢者のいる世帯だけでなく、75歳以上の人口の増加も続いています。高齢者が地域の中で充実した生活を営むことができるよう、社会参加の場や生きがいづくりを支援していきます。
5	P. 7	誰もが元気に老いて死を迎えたいと思うがそうはいかない。それでも、介護保険サービスを受けずに亡くなる人は少なくないと思う。高い保険料を払いながら利用しない、利用したくてもできないようでは、制度として成り立たない。身体能力が落ちてきて、介護保険サービスを利用することの何が悪いのか。高齢者や介護利用者が増加するのは、今始まったことではない。	介護保険のサービスを希望する人が適切なサービスを選択できるよう情報提供を行います。また、必要なサービスを安心して利用できるよう相談体制の充実に努めます。
6		ヤングケアラー問題からダブルケアラーも問題になってきている。介護保険制度の「家族介護から社会的介護」という理念はどこにいったのか。このことからも介護保険サービスを利用せずに済むよう、予防に力を入れることを大切にしつつも、介護サービスが必要になったとき、お金の心配なく利用したいサービスが受けられるようにするのが自治体の仕事ではないのか。	重層的支援体制整備事業を行い、世帯の全体像をとおした包括的な支援を実施するため、保険者や包括支援センターだけでなく、関係課や社会福祉協議会などと連携しています。また、サービス利用にあたっては一定の利用者負担を頂くことにより成り立っている制度であるため、過度な負担には配慮しつつ持続可能な制度となるよう努めます。
7	P.15	地域ケア会議が計画値と乖離しているのはなぜ。困難事例がなかったからか。	自立支援ケアマネジメント型地域ケア会議を毎月開催し、地域のニーズや社会資源の把握及び情報共有、ネットワークの強化に努めた結果、支援困難個別事例検討会議の開催にまで至らなかったため、計画値と実績値が乖離しております。
8	P.16	「SASAE 愛　太子」メンバー数は。ボランティアで行うのか。何人いれば体制がとれると考えるのか。	「SASAE 愛　太子」は、生活支援コーディネーター・太子町社会福祉協議会の職員・役場の職員の他、協議体に興味のある住民で構成されており、特にメンバーを固定しておらず、報酬の支払いはありません。住民主体のまちづくりを推進するため、幅広い参加者の獲得に努めていきます。
9	P.19	「成年後見制度」を必要とする状態に陥る前に制度の周知を。相続についての学習会など、終活について考える機会があってもいいように思う。	制度の適切な活用のため、周知に努めます。また、もしもの時の話し合うきっかけになるよう「私の想い　おぼえ書きノート」を作成しています。
10	P.22	「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進」とは、利用者ではなく、事業所が知るべきものなのか。	利用者への周知を行うとともに、施設や事業所に対し説明を行うことで、利用者がよりスムーズに申請することができ、活用促進につながると考えます。
11	P.23	「予防給付」サービスがどんどん増えているように思う。今は計画通りにできていても、今後どこまで丁寧に対応できるのか心配になる。	介護保険のサービスを希望する人が必要なサービスを利用できるよう努めます。

12	P.33	「相談支援の充実」は福祉施策にとってなくてはならないもの。人を確保することなしには実現しない。「充実」を計画に書き実施するなら、人は必ず確保すべき。	必要な人員の確保については、引き続き人事担当課と相談担当課で協議します。
13	P.5～27	２章の太子町の状況については細かく分析されている。各所の「必要がある」と記されていることについては、今後実現できるように取り組んでほしい。	頂いたご意見につきましては、参考にさせて頂き、計画の推進に努めます。
14		4章の施策の展開について、計画通り遂行していくには随所に人手不足がうかがわれる。必要な人員は、非正規ではなくて正職員の配置が是非とも必要となる。正規職員の増員を望みます。	必要な人員の確保については、引き続き人事担当課と相談担当課で協議します。
15		５章について、具体的な数字が明記されていないが、介護保険は３年ごとに予算、決算がされ、翌期の数値を出している。期間が終了し、収入が余れば、保険料支払者に還付するのが正当だが、物理的には困難であるため、翌期予算の計上にあたっては、余った分を予算収入として全額を計上すべきと考えます。そうやって第1号被保険者の保険料負担を軽減すべきと考える。	第８期までの決算の剰余金につきましては、介護給付費準備基金に積み立てをしており、第９期計画では積み立てた基金の取り崩しを行い、保険料負担を抑制する方針です。 また、第９期では国が設定した標準乗率や段階設定を、低所得者の負担に配慮しつつ、それぞれの負担能力に応じたものとなるよう、国の基準よりも多段階の設定とすることを検討しています。
16		介護保険制度が2000年に始まったが、当初の理念であった核家族化、老々介護、介護離職などの背景で創設されたが、現在保険の利用にあたっては、要介護２以上でないと保険適用ができないなど、弊害が急速に起こっている。いまやヤングケアラーという新たな問題も出てきている。 介護保険の予算で当初国が50%支出していたが、25%に変更したため利用者の負担が増加した。元の国50%に戻すように働きかけてほしい。	介護保険の財源構成は、国・都道府県・市町村の公費として50%、65歳以上の第1号被保険者の保険料と40歳～64歳までの第２号被保険者の保険料で50%となっております。 保険料につきましては、第1号被保険者の保険料の第1～3段階に対して軽減されており、公費の投入により保険料基準額に対し、段階に応じて引き下げられています。

◆問合せ　福祉介護課　☎98-5519

第４期太子町障がい者計画及び第７期太子町障がい福祉計画・第３期太子町障がい児福祉計画（案）に対する意見

１月４日(木)～２月３日(土)まで、役場庁舎及び町ホームページで公表し、第４期太子町障がい者計画及び第７期太子町障がい福祉計画・第３期太子町障がい児福祉計画(案)に対するパブリックコメント（住民等意見）を募集しましたところ、１人から17件のご意見を頂きました。

これらのご意見と、ご意見に対する町の考え方は下記のとおりです。

第４期太子町障がい者計画及び第７期太子町障がい福祉計画・第３期太子町障がい児福祉計画(案)について

NO.	項目	パブリックコメントでの意見（要旨）	町の考え方
1	Ｐ１	「１．計画策定の背景・趣旨について」 第３期の計画では、世界の流れから国の流れになっており、障がい者の権利・人権を守ることは国際的な潮流であることは抑えておいた方がいいのではないか。	ご意見のとおり、国際的な流れであることも踏まえ、障がい福祉の推進に努めます。
2	P13	「６．調査結果について」 なぜ悉皆（しっかい）調査（全数調査）をやめたのか？　（300 票＝回収率 37.0％、前回 617 通＝回収率 58.5％）	計画策定やサービス量の見込の基礎資料とするため、65 歳未満の障がい者手帳所持者及びその家族などに対して悉皆調査を行いました。65 歳以上のみなさまへは、「太子町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」の策定に向けてのアンケート調査（2000 票）を行ったため、重複を避けてご負担の軽減を図りました。
3	P15	「経済的な負担の軽減」が高い。この結果から「経済的」負担軽減のための具体的な施策が必要ではないか。	特に低所得者の負担軽減については、補助制度などの拡充に向け、国や大阪府に要望するとともに、国の経済動向も注視しながら町の施策としても検討していきます。 また、障がいのある人が地域のなかで安心して暮らせるよう、障がい年金や障がいサービスをはじめとした制度の周知などに努めています。
4	P16	「通勤手段の確保」が求められているが、公共交通（バス）に求められるものは何か。（現在の「のってこバス２号」の不便さは解消されるのか）	利用しやすい公共交通の実現に向け、みなさまのご意見を参考にしながら取り組んでいきます。
5	P19	「窓口職員の資質向上」も大切だが、職員がゆとりを持って住民の相談に向き合うため、正職員数を増員して対応できる体制にできないのか。	必要な人員の確保については、引き続き人事担当課と相談担当課で協議します。
6	P20	「視覚障がい者（音声や点字など）の充実も必要」とあるが、年次計画は立てられないのか。また、聴覚障がい者のヒアリングループや補聴器補助制度の導入予定はないのか。加齢性難聴は、「障がい」とならないが、社会生活が不便なため、加齢性難聴に対する課題を認識すべきではないか。（Ｐ 35 にも記載あり）	聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けている人については、補装具費の支給制度があります。現時点では、身体障がい者手帳の交付を受けていない加齢性難聴者の補聴器購入についての助成制度導入の予定はありませんが、他団体における実施状況を参考に、ニーズや事業効果を検証していきます。
7	P24	「２．施策推進の基本方針」 「障がいの有無に関わらず」とも書かれているが、「生活環境や外出手段の整備」「情報提供の充実」「スポーツ・　文化・芸術活動の推進」などに対して、町としての「財政支援」は検討されているのか。	生活環境や外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化・芸術活動の推進の具体的な施策につきましては、町の重要な施策として取り組んでいきます。
8	P33	「５．施策の展開」 具体的に「歩道の整備」と記載できないのか。	障がいのある人が地域で安全・安心して暮らしていくため、地域生活において外出や移動などの面で、社会参加しやすい環境づくりを進める必要があります。そのため、公共施設や歩道などについて、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます。 「歩道の整備」も含まれていますので、今後も関係機関と連携しながら取り組んでいきます。
9	P34	障がい者の家族は、「災害時の避難所でも生活」を心配している。Ｐ８に令和４年で３障がい合計 788 人。うち全員が特別の配慮を必要とするのか不明だが、少なくとも何らかの福祉の支援がいる人たちと捉えると、一人ひとりの障がいに合った対応が必要ではないか。	障がい者においては要配慮者の様々な特性を踏まえた対応が求められます。災害時には、行政だけでなく地域住民との連携体制も含め、ニーズに応え得る環境の整備に努めます。
10	P37	事業所があればいいと言うだけではなく、事業所のあり方について、健全な経営をしているのか、行政として目を光らせてほしい。	障がい福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みとして、事業所が提供するサービスに対するチェック機能は重要だと考えます。支援の質の向上や支援内容の適正化、安全の確保を図るための取り組みを推進するとともに、各種研修への情報提供などによる啓発に努め、また、指導監査の結果情報などを共有するなど、関係機関と連携しながら障がい福祉サービスの質の向上に努めていきます。（P85）
11	P41	医療体制の充実と言うが、町内には総合病院はないし、眼科や皮膚科、耳鼻咽喉科などもない。医療体制そのものの充実が難しいのであれば、外出支援策を充実させることが求められるのではないか。	住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の医療・介護サービス資源を掲載した資料に基づき、かかりつけ医の啓発・周知及び体制づくりの充実に努めます。（P41）また、関連した施策につきましては、アンケート結果や頂いた意見を参考にしながら取り組んでいきます。
12	P46	「２．町の取り組みの方向性」 「関係機関と連携を取りながら」ができる正規職員の増員があってこそ「相談体制の強化」につながるのではないか。正規職員を加配し、相談業務の充実を図る必要があるのではないか。	必要な人員の確保については、引き続き人事担当課と相談担当課で協議します。
13	P54	「１．成果目標に対する目標値」 「施設から地域生活に」なんて、基盤整備もなく目標を持てるものではないと思う。	国や府の指針及び考え方により、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩であり、行政などからの働きかけがないままに入所などの状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージをわかりやすく示しながら、一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していくことを重点施策と位置づけています。地域移行の実現は容易ではないですが、自立支援協議会や関係機関などと連携して地域移行に向けた支援体制の整備に努めます。
14	P55	一人のコーディネーターで対応できると考えているのか。	地域生活支援拠点について、町では圏域で拠点を１か所設置し、コーディネート機能や居場所の確保などの機能を備えた支援などを行っています。今後も引き続き支援体制の充実に努めます。
15	P70	「０」ということは太子町では必要ないという意味なのか。	あくまでも実績値やアンケートを踏まえた見込み量を設定しており、需要があればサービスを提供していきます。
16	P85	「７．基幹相談支援センター」 基幹相談支援センターとは。「有」とは、どこにあるのか。	基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談などの業務を総合的に行うことを目的とする機関です。町では、河南町、千早赤阪村とともに『生活支援相談室　しなが』と委託契約を行っています。
17	P100	「２．子ども・子育て支援」 見込み数に見合う受け皿はあるのか。	認定こども園・幼稚園・保育所・放課後児童会の見込人数は定員未満となっており、受入体制は確保されております。 時間外保育及び一時預かりについては、所属園で対応しており、その他訪問事業につきましても、専門職員が訪問し、必要に応じて支援を行っております。

◆問合せ　福祉介護課　☎98-5519

太子町地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメント（住民等意見）の募集

町では、平成31年３月に「太子町地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通の取り組みを進めてきましたが、国の地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が施行されたことなどを踏まえて、このたび「太子町地域公共交通計画」の案をまとめましたので、下記のとおりパブリックコメントを行います。

［募集案件］ 太子町地域公共交通計画（案）
［募集期間］ ４月１日（月）～30日（火）
※郵送の場合は消印有効です。
［案件資料の閲覧・配布場所］ ①町ホームページ
②秘書政策課窓口（役場庁舎３階）
③情報コーナー（役場庁舎３階）
※閲覧・配布時間は、午前９時～午後５時30分（土日、祝日を除く）。
［意見の提出先・提出方法］ 様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。
① Email：hisyo@town.taishi.osaka.jp
②郵送：〒583-8580　大阪府南河内郡太子町大字山田88番地　太子町役場政策総務部秘書政策課
③ファックス：98-4514（秘書政策課宛）
④窓口：秘書政策課（役場庁舎３階）
※開庁時間外、土日、祝日を除く。
◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531

太子町コミュニティバス定期券の臨時販売窓口

太子町コミュニティバス定期券の購入及び受け取りの臨時販売窓口を開設します。ぜひ、ご利用ください。

［と　き・ところ］
●夜間窓口
・４月19日（金）　・５月17日（金）
午後５時30分～８時
役場庁舎３階　秘書政策課窓口
●休日窓口
・４月20日（土）　・５月18日（土）
午前９時30分～正午
役場庁舎１階　町民ホール
●太子町コミュニティバス定期券の申込み方法
右記の方法でお申込みください。なお、申込みは、使用開始日の14日前から可能です。
①オンラインで申込み
・申込みフォームへログインし、必要事項をご入力ください。お支払いは、オンライン決済（クレジットカード、または、PayPay）をご利用ください。
太子町コミュニティバス定期券の申込みフォームは、こちらから▶
②役場窓口で申込み
・秘書政策課窓口で、随時申込みを受け付けています。定期券運賃のお支払いと同時に定期券を発行します。
その他、料金や減免対象などについて詳しくは、お問い合わせ、または、町ホームページをご覧ください。
◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531

「歴史とフルーツを味わう南河内サイクリングコース」を行っています

「南河内地域２町１村未来協議会」の地域活性化に向けた取り組みとして、南河内フルーツロードをテーマとした南河内地域２町１村を巡るサイクリングイベントを行っています。

「南河内フルーツロード」沿線の２町１村のスポットを走り切った方の中から抽選で、南河内２町１村の特産フルーツをプレゼントします！
※参加にはミッションアプリ「DIIIG（ディグ）」のインストールが必要です。
［と　き］ 11月30日（土）まで
［参加費］ 無料
［イベント報酬］ 南河内２町１村の特産フルーツが当たる抽選に参加（春：河南町のいちじく、夏：太子町のシャインマスカット、秋：千早赤阪村のミカン）
※抽選で計30人に当たります。
［参加方法］ ①スマートフォンに DIIIG アプリをインストール
②アカウントを作成
③「新しいワールドを探す」から「サイクリングチャレンジ！」を選択
④イベント「歴史とフルーツを味わう南河内サイクリングコース」に参加
⑤すべてのチェックポイントへチェックインするとイベントクリア
⑥抽選に参加
デジタルスタンプラリーの参加はこちら▶
２町１村のサイクリングデジタルマップはこちら▶

「DIIIG（ディグ）」は、太子町が事業連携協定を締結している株式会社 DIIIG が運営するサイクリングミッションを達成する、デジタルスタンプラリー形式のイベントができるアプリです。

◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531

相　談

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、４月12日（金）までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

［と　き］ ４月18日（木）
午後１時～３時
［ところ］ 役場庁舎１階　相談室
◆問合せ
福祉介護課　☎98-5519

困難な問題を抱える女性の相談窓口

困難な問題（ＤＶ、障がい、高齢、生活困窮など複合的な問題）を抱える女性の相談窓口を設置しました。ひとりで悩まず、ご相談ください。

［と　き］ 平日　午前９時～午後５時
［ところ］ 役場庁舎１階　住民人権課窓口
◆問合せ
住民人権課　☎98-5515

お知らせ

住民票の写しなどを不正取得された場合の本人（被害者）への告知

町では、住民票の写し、戸籍謄本などが万が一不正取得された場合、本人に告知する「太子町住民票の写し等の不正取得に係る被取得者への被害告知に関する実施要領」を制定しました。

本要領は、住民票の写しなどを不正取得されたことが明らかになった場合、その事実を本人に告知することにより、本人の権利利益の侵害を防止するとともに、さらなる不正取得の抑止効果を目的とするものです。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。町ホームページは、こちらから▶
◆問合せ
住民人権課　☎98-5515

太子町健康づくり推進条例の制定

町では、これまで「自分の健康は自分でつくる」という観点から、健康で生きがいのある人生をめざして、町全体で個人の健康づくり運動を支援する趣旨のもと、「第４次健康太子21」を策定し、計画を進めてきました。

住民の健康づくりに向けた取り組みを更に推進していくため、多様な主体の連携・協働はもとより、健康づくりの気運醸成を図り、住民一人ひとりの行動変容を促す施策の１つとして「太子町健康づくり推進条例」（令和６年４月１日施行）を制定しました。
◆問合せ
いきいき健康課（町立保健センター内）
☎98-5520

悪質ないたずら（器物損壊）が発生しています！

１月28日（日）、役場庁舎内で備品に火をつける事件がありました。町では防犯カメラの映像を基に富田林警察署に被害届を提出しています。

公共施設を故意に破損させた場合、器物損壊罪などに問われることがあります。

様々な人が利用する施設ですので、ルールを守り快適に利用しましょう。

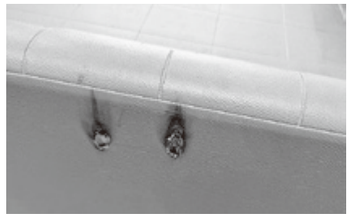

◆問合せ
総務財政課　☎98-0300

交通安全

春の全国交通安全運動

よりよい道路交通環境の実現と正しい交通マナーの普及を目的として、春の全国交通安全運動が、４月６日（土）～15日（月）までの10日間行われます。

また、４月10日（水）は、「交通事故死ゼロをめざす日」です。

わたしたち一人ひとりが正しい交通マナーを身につけ、交通ルールを守ることで、悲惨な交通事故をなくしましょう。

○運動の重点
・こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずりあい」運転の励行
・自転車、電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
○大阪重点
・高齢者の交通事故防止
○スローガン
・身に着けよう　交通ルールと　ヘルメット
◆問合せ
富田林警察署　☎25-1234
自治防災課　☎98-5525

叡福寺東交差点の進入禁止をご存じですか？

叡福寺東交差点（太子・和みの広場の南東）より叡福寺側に進入規制時間があることをご存じですか。

磯長台から下ってきた和みの広場側からの右折と、役場側からの直進の叡福寺方面については進入禁止の時間規制があります。規制時間は、朝の通学の時間帯、午前７時30分～８時30分までの間です。（土日、祝日と１月２日、３日、自転車及び通学・通園バスなどを除く）

子どもたちが、安全に通学できるようご協力お願いします。

◆問合せ
富田林警察署　☎25-1234
自治防災課　☎98-5525

木造住宅除却補助制度

耐震性が不足している木造住宅の除却を促進し、地震などによる人的、経済的被害の軽減を図ると同時に住環境の改善を目的に、木造住宅の除却工事費用の一部を補助します。

[対　象] 以下の条件に該当するもの。
- 昭和56年５月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- 耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの（要綱で定める簡易診断でも可能）
- 所有者の課税所得金額が507万円未満であること。
- 所有者に町税の滞納がないこと。

[補助額] １戸につき20万円、または、除却工事に要する費用のいずれか低い額

[締　切] 令和７年１月31日(金)

◆問合せ　地域整備課　☎98-5523

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度

○耐震診断補助

[対　象] 以下の条件に該当するもの
- 昭和56年５月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物
- 現在居住されている、または、これから居住しようとする建築物
- 所有者に固定資産税の滞納がないこと

[補助額] 耐震診断に要する費用の11分の10の額。ただし限度額は５万円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額については、お問い合わせください。

○耐震改修設計補助（同一年度で耐震改修を行う場合）

耐震改修設計とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作ることです。

[対　象] 以下の条件に該当するもの
- 昭和56年５月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- 現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- 耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- 所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- 所有者に固定資産税の滞納がないこと

[補助額] 耐震改修設計に要する費用の70％の額。ただし限度額は10万円。

○耐震改修補助

リフォーム工事などは対象外です。まずは事前協議が必要ですので、工事着工前に必ずご相談ください。

[対　象] 以下の条件に該当するもの
- 昭和56年５月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- 現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
- 耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- 所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- 所有者に固定資産税の滞納がないこと

[補助額] １戸につき40万円（所得により60万円）、または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額。

※耐震シェルターも補助対象（耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます）。

[締　切] 診断：令和７年１月31日(金)
設計・改修：11月29日(金)

予定件数に達すれば受け付けを終了します。お早目にお申込みください。

◆問合せ　地域整備課　☎98-5523

土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助制度

大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅（区域指定される以前からある住宅）を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、補強設計及び補強工事に要する費用の一部を補助します。

[対　象] 以下の条件に該当するもの。
- 土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅であること
- 現在居住されている、または、これから居住しようとする住宅
- 所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- 所有者に町税の滞納がないこと

[補助額] 補強設計：補強設計にかかる費用（限度額67万２千円）の23％で上限額15万４千円
補強工事：補強工事にかかる費用（限度額336万円）の23％で上限額77万２千円

[締　切] 11月29日(金)

◆問合せ　地域整備課　☎98-5523

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

がけ地の崩壊などによる危険から住民生命の安全を確保することを目的として、大阪府が条例で定める災害危険区域内、または、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）を除去し、区域外に建築、または、購入（改修も含む）する費用の一部を補助します。

[対　象] 以下の条件に該当するもの。
- 災害危険区域、または、土砂災害特別警戒区域にある家屋
- 移転先が町内であること
- 所有者に町税の滞納がないこと

[補助額] 除去：１戸あたり97万５千円を限度とし、撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転にともなう経費を対象とする。
建築、または、購入（改修も含む）：１戸あたり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とし、資金を金融機関その他の借入先から借り入れた場合に、当該借入利子（年利率8.5％を限度とする）に相当する額を対象とする。

[締　切] 11月29日(金)

◆問合せ　地域整備課　☎98-5523

盛土規制法の運用が始まります

「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土規制法」（通称：盛土規制法）が令和５年５月26日に施行されました。危険な盛土などを規制する新たな法律が定められ、盛土などにともなう災害から人命を守るため、大阪府では令和６年４月１日に府域全域を盛土規制法の規制区域に指定し、運用を開始します。

＜盛土規制法運用開始以前着工の工事届出＞

盛土規制法の運用開始（令和６年４月1日）以前に着工され、運用開始以降も以下の盛土などを行う場合については運用開始日から21日以内（令和６年４月22日まで）に盛土などに関する届出の提出が必要です。
- 農地造成、森林造成など
- 土石の堆積（一時的な堆積）
- 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）

許可申請

大阪府の規制区域内で、下記の規模以上の盛土などを行う場合は、あらかじめ大阪府知事（政令指定都市・中核市・権限移譲市町村※の区域で行う場合はその市町村長）の許可が必要です。

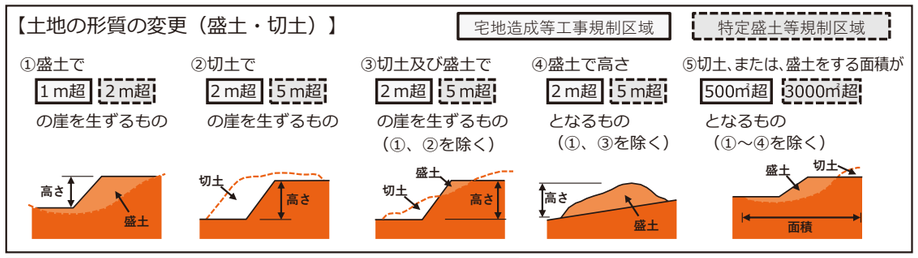

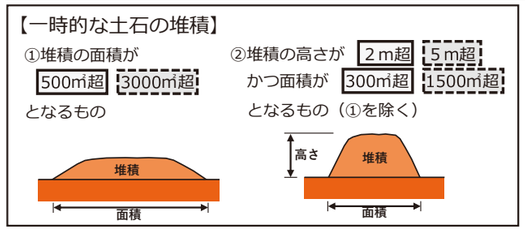

※本許可に係る権限移譲市町村は下記のとおり

市町村名	権限移譲をしている区域
茨木市	市街化区域のみ
箕面市	市街化区域のみ
和泉市	市街化区域のみ

申請・届出の窓口

大阪府（政令指定都市・中核市・権限委譲をしている区域を除く）における宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請・届出は、工事主が、府知事に対して行ってください。申請書・届出書の提出先は次のとおりです。（提出先の詳細な情報は府ホームページをご確認ください。）

申請所在地	申請窓口	
	森林区域が含まれる場合	森林区域が含まれない場合
池田市、茨木市（市街化調整区域）、箕面市（市街化調整区域） 摂津市、島本町、豊能町、能勢町	環境農林水産部 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課	都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課
守口市、大東市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市	環境農林水産部 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課	
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	環境農林水産部 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課	
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市 和泉市（市街化調整区域）、高石市、泉南市 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	環境農林水産部 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課	

[森林区域]

森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林（民有林）の区域及び同法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画の対象とする森林（国有林）の区域をいいます。

開発をしようとする区域が森林区域であるかどうかは、その区域のある市町村、所管の農と緑の総合事務所及びみどり推進室森づくり課において確認できます。

大阪府における盛土規制法に係る手続きの流れ、技術基準などについては右記の二次元コードから大阪府ホームページにアクセス頂き、ご確認ください。
【大阪府ホームページ：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事許可制度】
https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

◆問合せ　地域整備課　☎98-5523

身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）使用者募集

大阪府では、身体に障がいのある人に対して、日常生活動作の補助及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に、身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の使用者を募集します。

［募集期間］ 4月1日(月)～5月10日(金)必着

［応募資格］ 次の(1)～(7)のすべてに該当する人が対象となります。

(1)下記の障がい種別及び等級に該当する身体障がい者手帳所持者
- 盲導犬の使用を希望する人は、視覚障がい1級
- 介助犬の使用を希望する人は、肢体障がい1級、または、2級
- 聴導犬の使用を希望する人は、聴覚障がい2級

(2)府内に居住している人

(3)満18歳以上である人

(4)補助犬を使用することにより、社会活動へ積極的に参加し、自立した生活をしようとする意欲があると認められる人

(5)補助犬の使用、飼育、衛生の確保などについて、適切に管理するとともに、それに関わる一切の費用を負担できる人

(6)補助犬を使用するにあたって、自己の所有にかかる家屋以外の家屋に居住する者にあっては、その家屋の所有者、または、管理者などの承諾を得られる人

※身体障がい者補助犬法第11条で、住宅を管理する者は、その管理する住宅に居住する身体障がい者が当該住宅において、身体障がい者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない、と定められています。

(7)育成事業者が実施する所定の訓練を受講することができる人

［使用者の選考・決定］ 使用を希望する人の生活状況、社会活動への参加意思などを総合的に判断し、使用者を決定します。

［必要な費用など］
- 訓練期間中
  訓練に要する交通費、宿泊費その他の費用は使用者本人の実費負担となります。
- 補助犬使用開始後
  補助犬の使用にかかる一切の費用は、全て使用者本人の負担となります。

［申　込］ 申請書に必要事項をご記入のうえ、「身体障がい者手帳」の写しを添えて、下記の申込先あてに、5月10日(金)(必着)までにご郵送ください。

※申請書は大阪府ホームページ、市町村障がい福祉担当窓口などで配布しています。

◆申込・問合せ
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ
身体障がい者補助犬担当者あて
☎06-6944-9176　FAX06-6942-7215

⑧ 令和6年度春季スポーツ教室 参加者募集

教室名	対象	場所	定員	教室日程	参加費	参加希望者受付期間・場所	公開抽選日
テニス（初級）	令和6年4月1日現在18歳以上の人 ※参加希望者が8人未満の場合は中止することがあります。	町立総合スポーツ公園テニスコート	15人	5月10、17、24、31日 6月7、14、21日 各日　金曜日 (予備日6月28日、7月5日、12日) 午前9時30分～11時30分 (全7回)	2,100円	［と　き］ 4月1日(月)～17日(水) 午前9時～午後5時15分 ［ところ］ 町立総合スポーツ公園総合体育館	4月19日(金) 午前10時～
ヨ　ガ		町立総合スポーツ公園総合体育館	25人	5月9、16、23、30日 6月6、13、20日 各日　木曜日 午後1時～2時15分 (全7回)	2,100円		4月19日(金) 午前10時15分～

※町内在住・在勤・在学の人が対象です。
※詳しくは、右記二次元コードコードより町ホームページをご確認ください。

《申込》
○町立総合スポーツ公園総合体育館、または、町ホームページからお申込みください。
○受付期間で定員を超えた場合は、公開抽選で参加者を決定します。
○公開抽選の出欠は自由です。抽選結果は、ハガキをもって発表します。
○参加費は各教室の初回にご用意ください。

町ホームページは、こちらから▶

◆問合せ
町立総合スポーツ公園総合体育館　☎98-5344

募　集

令和6年度第1回府営住宅総合募集

新婚・子育て世帯向けや一般世帯向け、福祉世帯向けなどの応募区分ごとに府営住宅の入居者を募集します。

［申　込］ 4月1日(月)～15日(月)(当日消印有効)までに郵送、または、インターネットでお申込みください。

申込みは、こちらから▶

※申込書は福祉介護課や大阪府営住宅藤井寺管理センターなどで配布します。
※収入基準などの申込資格を満たしている必要があります。

◆問合せ　大阪府営住宅藤井寺管理センター　☎072-930-1093

子育て

こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。予約は不要です。

［と　き］ 松の木保育園　4月16日(火)
やわらぎ幼稚園　4月24日(水)
※開放時間は、午前9時45分～11時。

［対　象］ 1歳～4歳未満のお子さんと保護者

［内　容］ 各園へお問い合わせください。
※着替え、水筒（お茶）、タオルなどをお持ちください。
※おもちゃ、お菓子は持ち込み不可
※車での来園はご遠慮ください。
※やわらぎ幼稚園は、雨天中止。

◆問合せ　松の木保育園　☎98-2882
やわらぎ幼稚園　☎98-1402
子育て支援課　☎98-5596

令和6年度 大阪府要約筆記者養成講座の受講者募集

障がい者総合支援法第78条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成を行うための「要約筆記者養成講座」を行います。費用は無料です。(テキスト代や登録試験料は実費負担)

［と　き］ 6月8日(土)～12月8日(日)
※全21回で、講座は基本土曜日ですが、12月8日(日)は日曜日に行います。
※7月20日、8月10日、17日、9月28日、11月16日、23日は休講。

［ところ］ 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

［対　象］ 大阪府内に居住、通学、または、通勤されている人で、要約筆記者として活動する意思のある人。

［定　員］ ①手書きコース　12人、②PCコース　12人
※講座は、受講判定試験（5月25日(土)）に合格した人に限り受講できますので、申込みされた人は必ず受験してください。

［申　込］ 申込書に必要事項を明記し、5月7日(火)までに郵送、または、インターネットでお申込みください。
※申込書は福祉介護課で配布。
※郵送の場合は必着。

●郵便：〒537-0025 大阪府大阪市東成区中道1丁目3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター 3階（要約筆記）特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会

詳しくは、大阪府ホームページから「大阪府要約筆記者養成講座」でご検索ください。

大阪府ホームページは、こちらから▶

◆問合せ　府民お問合せセンター　☎06-6910-8001
（平日午前9時～午後6時）

ひとり親家庭のための就業支援講習会受講生募集

社福）大阪府母子寡婦福祉連合会では、下記の講座の受講生を募集しています。往復ハガキ、または、ホームページのメールフォームに、希望の講座名、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号（自宅・携帯）、志望動機、過去に当センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子の氏名・年齢（対象は2歳～就学前まで）を明記し、お申込みください。(応募多数の場合は抽選)

○ケアマネージャー（20人）

［と　き］ 7月27日～8月31日　土曜日コース　全6回
各日　午前10時～午後4時

［ところ］ 大阪府立母子・父子福祉センター

［申込資格］ ケアマネージャー試験申込者

［申　込］ 6月27日(木)必着

［教材費］ 6,000円

詳しくは、こちらから▲

◆申込・問合せ　〒537-002大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立母子・父子福祉センター
母子家庭等就業・自立支援センター
☎06-6748-0263

入学祝い品贈呈

4月に小・中学校にご入学された新1年生の児童生徒の皆さんに、入学祝い品を4月下旬に郵送でお届けします。

対象となる児童生徒がおられるご家庭で、5月中旬までに入学祝い品が届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ　教育総務課　☎98-5533

就学援助当初申請

町では、経済的な理由により就学困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

［申　込］ 5月24日(金)までに、役場庁舎3階教育総務課窓口、または、オンラインでお申込みください。

※期限を過ぎても申請できますが、認定は申請月の翌月からになります。

町ホームページ、町公式LINE、または、右記の二次元コードから申請フォームをご入力ください。　オンライン申請はこちらから▶

◆申込・問合せ　教育総務課　☎98-5533

催し

岳のぼり ③

葛城市・香芝市と３市町村合同で二上山山登りイベント「岳のぼり」を行います。当日は、太子町自然を守る会主催でクリーンハイキングや山頂でお楽しみ抽選会を行っています。

［と　き］ ４月23日(火)
午前９時30分頃～正午
［ところ］ 二上山万葉の森・岩屋登山口
◆問合せ　環境農林課　☎98-5522

山頂マルシェ

南河内のフルーツ農家で結成したグループが、いちごや野菜の販売、メンバーのフルーツを使用した加工品を持ち寄り、金剛山にあるちはや園地のピクニック広場で行われる「金剛山　山の春まつり」でマルシェを行います。

［と　き］ ４月14日(日)
午前10時～午後３時
(小雨決行)
［ところ］ 大阪府民の森ちはや園地ピクニック広場

下記の二次元コードより大阪府ホームページをご確認ください。

ホームページは、
こちらから▶

◆問合せ　大阪府南河内農と緑の総合事務所
☎25-1131

大阪府立近つ飛鳥博物館の４月の催し

Ⅰ．令和６年度春季企画展「四天王寺と古代王権」

今回の展示では、聖徳太子創建の寺として有名な四天王寺の飛鳥時代から平安時代初めの姿に迫ります。出土瓦を中心とした考古資料から、四天王寺が当時の国家といかに結びつき、伽藍を守り伝えたかをご理解頂ければと思います。

［と　き］ ４月20日(土)～６月16日(日)
午前10時～午後５時
※入館は、午後４時30分まで。
※休館日は、毎週月曜日。（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日に休館）
［ところ］ 大阪府立近つ飛鳥博物館
［観覧料］ 一般430(340)円、65歳以上・高校生・大学生330(260)円
※中学生以下、障がい者手帳をお持ちの人（介助者１人を含む）は無料。
※（　）内は、20人以上の団体料金。
◆問合せ　大阪府立近つ飛鳥博物館
☎93-8321　FAX93-8325

みんなで芹摘姫の絵伝を作りましょう「絵解きワークショップ」参加者募集！

観光ボランティア「太子街人（ガイド）の会」では、町の伝承を昔ながらの絵解きで伝えていく活動を行っています。今年は、聖徳太子と共に眠る膳部郎女（かしわでのいらつめ）妃から生まれた、芹摘姫物語の絵伝を制作します。

貧しい老夫婦に育てられた月の申し子が、両親の最後の食事にと芹を摘みに出かけ、太子と出会う物語をワークショップで絵伝にします。初心者も大歓迎です。

［と　き］
- ４月27日　絵解きと出会うワークショップ
- ５月18日　芹摘姫と出会うワークショップ
- ６月22日　下絵を描いてみるワークショップ
- ７月20日　絵伝にまとめるワークショップ
- ８月17日　塗り絵で仕上げるワークショップ
- ９月21日　実演してみるワークショップ

各日土曜日　午前10時～正午
［ところ］ 町立生涯学習センター「太子の森」　研修室ほか
［参加費］ 1,000円（受付時に徴収します）
［募集期間］ ４月25日(木)まで
［申　込］ ①住所②氏名③年齢④電話番号を、電話、ファックス、または、メールでご連絡ください。

詳しくは、太子街人の会ホームページをご覧ください。

ホームページは、
こちらから▶

◆申込・問合せ　太子町観光・まちづくり協会
☎26-8051　FAX26-8052
E-mail：info@taishi-kankou.jp

4月の相談

種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
行政（国の行政に関すること）	10日(水)	13：00～15：00	役場3階第2会議室	秘書政策課　☎98-5531
消費者※1	平日の(月)～(金)	9：00～16：00	富田林市役所	富田林市消費者センター ☎25-1000(内線186)
教育（いじめ110番・進路）		9：00～17：00	教育委員会	教育総務課　☎98-5533
人権※2			住民人権課	住民人権課　☎98-5515
困難な問題を抱える女性			住民人権課	住民人権課　☎98-5515
就労			観光産業課	観光産業課　☎98-5521
福祉（生活上の困りごと）			福祉介護課	福祉介護課　☎98-5519
心配ごと	10日(水)・25日(木)	13：30～15：00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会　☎98-1311

※1　消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。　※2　人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

所得税定額減税説明会を行います

６月から所得税の定額減税が実施され、富田林税務署では源泉徴収義務者向け説明会を行います。

［と　き］ ４月11日(木)、26日(金)、５月８日(水)、17日(金)
午後１時30分～２時30分
［ところ］ 富田林納税協会
(富田林税務署隣)
※要予約。

予約の方法など詳しくは、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

ホームページは、
こちらから▶

◆問合せ　富田林税務署　☎24-3281

スマホ決済サービスを利用した税金・保険料の納付

スマホ決済サービス「PayB」、「FamiPay 請求書支払」、「LINE Pay 請求書支払」、「楽天銀行コンビニ支払」、「PayPay 請求書支払」「auPAY」、「ｄ払い」を利用した税金や保険料の納付ができます。

スマホ決済サービスとは、スマートフォンやタブレット端末から、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、アプリに登録した金融機関口座から金融機関でのお手続きなしで納付ができるサービスです。

［対　象］ 個人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料
［必要なもの］ コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書、スマートフォン、専用アプリ
［注意事項］ 領収書は発行されません。納付書は手元に残りますので、ご自身で破棄するなどして、二重納付にご注意ください。

期限の過ぎた納付書、バーコードの無い納付書は利用できません。

納付後、納税証明書が発行できるようになるまで数週間かかる場合があります。すぐに証明書、または領収書が必要な手続きをされる場合は、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください。

◆問合せ　税務課　☎98-5517　保険医療課　☎98-5516　福祉介護課　☎98-5519

固定資産税の縦覧・閲覧

●縦覧制度

土地の納税者は土地の縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿を縦覧することができます。なお、納税者であれば自分の資産だけでなく、他の土地・家屋の評価額や面積なども縦覧できます。

縦覧時には、納税者であることを確認できる書類（納税通知書や運転免許証など）が必要です。
※代理人の場合は、委任状が必要です。

●縦覧帳簿（記載事項）
- 土地価格等縦覧帳簿（地番、地目、地積、価格）
- 家屋価格等縦覧帳簿（地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

［期　間］ ４月１日(月)～５月31日(金)
午前９時～午後５時30分
※土日、祝日を除く。
［ところ］ 役場庁舎１階　税務課窓口

●閲覧制度

物件の所有者は、自分の資産に係る固定資産課税台帳を、年間をつうじて閲覧でき、借地・借家人なども賃借権などの目的である土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

申請時には、所有者であることを確認できる書類（納税通知書や運転免許証など）や土地・家屋との賃貸借関係を確認できる書類（賃貸借契約書などと契約者本人であることを確認できる書類）が必要です。
※代理人の場合は、委任状が必要です。
［閲覧期間］ ４月１日(月)～令和７年３月31日(月)
午前９時～午後５時30分
※土日、祝日を除く。
◆問合せ　税務課　☎98-5517

ハガキ・がんばった人 募集

広報たいしでは、住民の皆さんに親しまれる紙面づくりをめざしています。俳句・川柳（３句まで）や、各種大会での成績、表彰などを掲載してみませんか？どしどし送ってください。

★応募の注意
- ハガキ、メール、または、下記の応募フォームからお申込みください。（写真は直接お持ち頂いても構いません）
- ハガキ送付の場合、表に、住所、氏名、電話番号をご明記ください。（封書の場合は手紙に、メールの場合は、あて先本文にご入力ください。）
- 掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いてペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

◆問合せ　秘書政策課　☎98-5531　E-mail：hisyo@town.taishi.osaka.jp

▲がんばった人応募フォーム

▼あて先

583-8580
南河内郡太子町
大字山田88番地
太子町役場
広報たいし係
切手
住所・氏名
電話番号
583-□□□□

風しんの抗体検査

風しんは、発熱及び発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力が強い疾病です。妊娠中の女性が風しんに感染すると、こどもに眼や耳などの障がいを含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性があります。

疾病のまん延を防ぐため、予防接種法施行令の一部が改正されました。対象者については、抗体検査を行い、その結果、十分な抗体量がない人に対し、定期予防接種（風しん第５期）が行われますので、抗体検査をご受診ください。

また、風しん第５期の定期予防接種の対象者外の人でも、抗体検査を無料で受検して頂くことが可能な場合があります。下記対象者の人については、まずは実施医療機関で風しんの抗体検査を受けてください。**なお、無料での抗体検査は、令和７年２月で終了となります。**

対象者	定期任意の別	クーポン券の発行	受け方	抗体検査費用※	予防接種費用※	実施医療機関の別
昭和37年４月２日～昭和54年４月１日生まれの男性	定期	○	これまでに送付されたクーポン券を用いて、実施医療機関へ（有効期限は、記載の日付に関わらず令和５年２月末まで延長されました） ※転入された人や、クーポン券を紛失した人は、町立保健センターへ申請頂ければ、再発行が可能です。	無料 （令和７年２月末で終了）	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料（ただし、未接種者に限る）	【１】
• 妊娠を希望する女性 • 妊娠を希望する女性の配偶者 • 妊娠している女性の配偶者	任意	×	実施医療機関で抗体検査を実施。抗体がないと判断され、予防接種を実費にて接種した場合は、町立保健センターへ申請を行う。	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ下記を上限として償還払いを行う。 麻しん・風しん（MR）混合ワクチン　…7,000円 風しん単独ワクチン　…4,000円	【２】

※ただし、各指定医療機関で受検及び接種した場合に限る。

［実施医療機関］

【１】風しん第５期の定期接種に係る抗体検査実施医療機関一覧（全国）
厚生労働省「風しんの追加的対策について」はこちらから▶

【２】妊娠を希望する女性などの抗体検査実施医療機関一覧（大阪府内のみ）
大阪府ホームページ「大人の風しん対策」はこちらから▶

大阪府内の一部の医療機関では、抗体検査が無料です。詳しくは大阪府ホームページをご覧ください。

助成に必要なものなど、町の実施する風しん対策について詳しくは、町ホームページをご覧頂くか、いきいき健康課までお問い合わせください。

町ホームページ「太子町の実施する風しん対策」はこちらから▶

◆問合せ　いきいき健康課　☎98-5520

広告
うちの子「結婚」しないのかしら?
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。
まずはお気軽に仲人にご相談下さい
06-4306-5217
結婚相談所 ムスベル

広告
お寺でフレンチ
南向山　西方院にて毎月第三土曜日開催の
健康素材たっぷりのフレンチディナー
直近開催予定・4/20・5/18・6/15
17：30 一斉スタート・完全予約制
駐車場有　6000 円 / 人
予約０６－６６７１－８００１
帝塚山ミルメルシー

保　険

国民健康保険料の納め忘れはありませんか

保険料は、医療費の支払いに欠かすことができない、大切な財源です。

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金などが加算されるだけでなく、差し押えなどの対象にもなります。お手元に納め忘れの納付書が無いか、再度ご確認をお願いします。

便利で安心な口座振替をご利用ください。納付書で保険料を納めて頂いている人は、納期限ごとに指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。口座振替を希望される人は、引き落としを希望する町の取扱い金融機関、または、保険医療課までご相談ください。また、キャッシュカードを利用して口座振替の申込みが出来るペイジー口座振替受付サービスも利用できます。納め忘れや口座振替は保険医療課までご相談ください。

◆問合せ
保険医療課　☎98-5516

国民年金保険料学生納付特例の申請

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金の保険料の納付を猶予する制度です。承認後は、期間中にケガや病気で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障がい基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。ただし、一定期間以上、保険料を納付しているか、免除、または、猶予されていることが必要です。

［対　象］

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び、その他の教育施設（夜間・定時制過程や通信過程の人も含む）に在学する20歳以上の人で、学生本人の前年所得が128万円以下の人

［申　請］

20歳の誕生日以降に申請できます。申請時点の２年１か月前までさかのぼって学生納付特例を申請できます。過年分の申請は、遅れると申請できる期間が短くなるのでご注意ください。

なお、昨年に学生納付特例を承認され、本年も引き続き在学予定であることを確認できている人は、日本年金機構からハガキ形式の申請書が届きますので、ご返送ください。

届いていない、在学される学校に変更がある、はじめて申請される人は、学生証、または、在学証明書・年金手帳（基礎年金番号通知書）をお持ちのうえ、保険医療課へご申請ください。

［その他］

①特例期間中は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。
②特例期間以後、10年以内であれば保険料を追納することができます。

◆問合せ
天王寺年金事務所　☎06-6772-7531
保険医療課　☎98-5516

消費者トラブル情報

― その警告画面は偽物！サポート詐欺に注意 ―

パソコン使用中に「ウイルスに侵された」と警告画面が出て動かなくなった。大手ソフトウェア会社のマークなどとともに電話番号が表示されたので信用し、電話をすると「遠隔操作で復旧させるサポート契約が必要」と言われた。その契約のためには、コンビニで電子マネーを購入し番号の入力が必要とのことで、５万円分購入し入力した。しかし、「入力間違いで無効となった」などと言われ、何度も購入と番号の入力をさせられ、結局60万円も支払ってしまった。

［ひとこと助言］

- インターネット利用中に、突然警告画面や警告音が出たら、慌てず、まずは偽物ではないかと疑いましょう。表示された電話番号には絶対に連絡しないでください。自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- 指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約などの支払いのためにと、プリペイド型電子マネーなどの購入を求められても応じてはいけません。
- 契約や解約について困ったときは、富田林市消費生活センターに、警告画面の消去方法などの技術的な相談については、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談ください。

◆問合せ
富田林市消費生活センター　☎25-1000（内線186）
独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）
情報セキュリティ安心相談窓口
☎03-5978-7509　E-mail：anshin@ipa.go.jp

広告
近鉄長野線「喜志」駅より徒歩約5分
葬儀会館　一般葬　家族葬　法要
ティア富田林
0721-24-8500
近鉄長野線「富田林」駅より徒歩約3分
NEW
家族葬ホール
ティア富田林駅前
0721-23-6600

生前見積り承ります。
『感動葬儀』
遺族や参列者にとって忘れられないオンリーワン葬儀を。

労　働

創業支援セミナー参加募集

創業を考えている人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業支援セミナー」を行います。

各回すべての日程（①～④）を受講された人は、創業する際に様々な支援を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

［と　き］ 4月30日、5月14日、21日、28日　各日　火曜日
午後2時～4時（全4回）

［ところ］ LICはびきの

［定　員］ 20人

［申　込］ 観光産業課、または、富田林商工会まで、電話でお申込みください。

◆申込・問合せ
観光産業課　☎98-5521
富田林商工会　☎25-1101

農　業

認定農業者制度

町では認定農業者制度を推奨し、支援しています。中でも認定新規就農者制度は、新たに新規就農された人を支援するために、農業開始直後の経費を支援する補助制度があります。現在11人が認定され、内7人が補助金を受け新規就農されています（年齢・技術取得状況など要件があります）。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。　町ホームページは、こちらから▶

◆問合せ
環境農林課　☎98-5522

家畜を飼っておられるみなさまへ

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫などの家畜伝染病発生時に、まん延防止措置を迅速、かつ、的確に講じるため、法の対象となる家畜を飼っておられる人は定期報告書の提出が義務付けられています。対象家畜・提出書類・提出期間などは下記二次元コードからご覧ください。

詳しくは、こちらから▶

◆問合せ　大阪府家畜保健衛生所
☎072-458-1151

狂犬病予防集合注射

令和6年度の狂犬病予防注射を行います。生後91日以上の犬は、最寄りの会場で注射を行ってください。

狂犬病予防注射は毎年1回の接種です。下記の日程で受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院などで接種してください。注射後は、獣医師が証明する「狂犬病予防注射済証」を持って、環境農林課で注射済票の交付を受けてください（注射済票交付手数料550円）。

飼犬登録をしている人には、狂犬病予防注射済票交付手数料領収書・狂犬病予防注射済証（A4用紙四つ折り）を3月に郵送しています。**裏面の問診票に記入・署名のうえ、会場にお持ちください。**

また、飼犬登録の受け付けも行いますので、まだ登録されていない人もご来場ください（登録は一生に1回です）。

荒天中止の場合は、防災行政無線でお知らせします。

月　日	と　き	ところ	費　用
4月11日(木)	午前9時30分～11時20分	太子・和みの広場	●狂犬病予防注射手数料　2,750円 ●注射済票交付手数料　550円 ●合計　3,300円 ※新たに飼犬登録をされる人（別途）。 ●飼犬登録手数料　3,000円
	午前11時35分～11時55分	葉室集会所前	
	午後1時15分～1時30分	畑集会所前	
	午後1時45分～3時	旧JA大阪南山田連絡所下駐車場	
4月12日(金)	午前9時30～10時5分	春日新池広場	
	午前10時20分～11時	太子ヶ丘塚の前公園	
	午前11時15分～11時55分	聖和台第2公園	
	午後1時15分～1時35分	磯長台第1公園	
	午後1時50分～3時	役場裏駐車場	

◆問合せ　環境農林課　☎98-5522

広告

体幹バランストレーニング　週1回・4名の少人数制　初回体験無料！

KOBA's TAIKAN BALANCE KOBA★トレ

姿勢が良くなる！足が速くなる！バランス力が上がる！怪我を防ぐ！

★ジュニアクラス（小3～6）（火）pm6:00～7:00（水）pm5:00～6:00　月謝3,000円　入会金 2,500円

神経が最も発達する育成年代は様々な動きを経験する事が重要です。
柔軟性、バランス、安定性、反応力、連動性など様々なスポーツで必要な能力を向上させます。
カラダの土台である体幹と下半身のバランス力を鍛え、ぶれないカラダ作りを目指します。
★毎月マーカーとBLAZEPODを使ったアジリティー（敏捷性）練習会も開催中！
★一般、シニアクラスもあります！　★パーソナルトレーニングもOK!

Therapy&TrainingStudio 東上療術院
甲子園出場者2名輩出、スポーツクライミング日本代表選手をサポート中！
☎0721-98-6009　太子町太子439-1

防　犯

性犯罪に注意しましょう

大阪府内では、夜間に徒歩で通行中の女性を狙って、後ろから近づき体を触るなど性犯罪事件が発生しています。

犯罪の被害にあわないために、

●外出中は…
- なるべく人通りの多い明るい道を通る
- 時々後ろを振り返り、近くに不審者がいないかを確かめる
- 携帯電話の画面を操作しながらなどの危険な「ながら歩き」はしない
- 防犯ブザーや「安まちアプリ」をいつも携帯する

●帰宅時は…
- エレベーターには、なるべく知らない人と二人きりでは乗らない
- 玄関のカギを開ける前に、周りに不審者がいないかもう一度確かめる

●在宅時は…
- 帰宅すればすぐにドアを施錠し、高層階であっても就寝時は確実に窓を施錠する
- 入浴時は、窓を確実に閉める
- 訪問者の身分を確認してからドアを開けるようする

身の危険を感じたときはすぐに110番通報しましょう。

◆問合せ　富田林警察署　☎25-1234
自治防災課　☎98-5525

環　境

美化清掃活動を支援します

清潔で美しいまちづくりを推進するため、公共の場所の美化清掃活動を行う団体（個人の申請可）に対して、ごみ袋、土のう袋の提供などの支援を行っています。美化清掃活動を行う場合は、事前にご相談ください。

◆問合せ　環境農林課　☎98-5522

事業系ごみは適正に処理してください

事業系ごみとは、飲食店の残飯や事務所の紙くずなど、事業活動にともなって生じる廃棄物のことです（ただし、産業廃棄物は除く）。

事業系ごみは、家庭ごみとして地域のごみ置場に出すことはできません。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業者が自らの責任で適正に処理することと定められています。

自ら適正に処理できない場合は、町の委託業者が収集することになります。

収集の際は、環境農林課で事業系一般廃棄物の収集を申込み、ごみを出す場所を指定したうえで、必ず「事業系ごみシール」（45ﾘｯﾄﾙ袋用1枚300円）を購入し、ごみ袋（45ﾘｯﾄﾙ半透明）に貼ってお出しください。

◆問合せ　環境農林課　☎98-5522

太子町地域安全青色防犯パトロール隊隊員募集！！
～　地域の子どもたちを地域で守るために　～

太子町地域安全青色防犯パトロール隊では、小学校の下校時間帯を中心に、有志のボランティアによる青色防犯パトロール活動を行っています。

「地域の子どもたちを地域で守るために」、皆さんも活動に参加しませんか。

1回1時間半程度の活動ですので、少しの時間で地域の子どもたちのために活動頂けます。

［対象者］ 町に在住し、子どもたちの安全確保にご協力頂ける人（年齢は問いません）

［活動内容］
- 下校時間帯に青色回転灯パトロール車で、町内の巡回パトロール
- パトロールは2人1組で行うため、車の運転ができない人も参加頂けます。
- 月に1～2回の参加で、1回あたり時間は1時間30分程度。
- 「知らない人とは、ちょっと…」と思われる人は、友人と一緒に2人1組でも参加頂けます。

詳しくは、お問い合わせください。

◆申込・問合せ　自治防災課　☎98-5525

テレホン・メモ

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
生涯学習センター（太子の森）	☎98-5530 FAX98-5567
図書館	☎98-5526 FAX98-5567
総合福祉センター（社会福祉協議会）	☎98-1311 FAX98-2111
水道（太子水道センター）	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園（総合体育館）	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
富田林消防署太子出張所	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎072-958-0119
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

4月の「ごみ・し尿」収集日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 もえる	3 金属	4 プラし尿	5 もえる	6
7	8 缶ビン	9 もえる	10 粗大	11	12 もえる	13
14	15	16 もえる	17 金属	18 プラ（し尿）	19 もえる	20
21	22 缶ビン	23 もえる	24 粗大	25 ペット	26 もえる	27
28	29	30 もえる				

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。
※生ごみはしっかり水分を切ってから出してください。
※粗大ごみを袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋をご使用ください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

1人1日当たりのごみ排出量

R6.2 平均値	前年度 同月比	今年度 前月比
498g	＋43g	－11g

ごみの減量化にご協力を！

ひとのうごき

（　）内は前月比

人　口	12,788人（－ 6）	転入	33人
男	6,271人（＋ 1）	転出	29人
女	6,517人（＋ 7）	出生	6人
世帯数	5,621世帯（＋ 3）	死亡	16人

まちの面積　14.17㎢
（3月1日現在）

令和6年4月1日発行　発行所　太子町役場　町章　町の花　さつき　町の木　くすのき　ホームページアドレス（http://www.town.taishi.osaka.jp）
編集　太子町役場（政策総務部）　大阪府南河内郡太子町大字山田88番地（〒583-8580）☎0721（98）0300㈹　FAX0721（98）4514

広告

マイルーム学習教室
新年度 生徒募集
「少人数制」の学習教室で、しっかりと成績をのばします！
◆小学1～6年生
国語・算数　11,500円（60分）　15,400円（90分）
◆中学1・2年生
英語・数学　15,550円（90分）　19,600円（120分）
◆中学3年生
英語・数学・理科・入試対策　43,800円
・教育相談　3,000円～
・施設使用料　850円（/月）
詳しくはお問合せください！
代表　遠藤　郁子　羽曳野市飛鳥436-1
TEL 072-956-4783 または 090-6970-5648

広告

本年は更に予算UPで継続、是非ご検討を。
内窓工事で補助額50％前後
なんと!! 最大200万補助
昨年は50%超えが多くあり条件が良ければ80%もありました。
窓断熱で国の大型補助!!
他の補助対象工事もOK
開口部防犯
天井断熱・床断熱
外壁断熱
高効率給湯器
節湯水栓・その他
内窓設置
サッシ取替
ガラス取替
お住まいの断熱で
無理なく省エネ
当店お薦め工事
家計に優しく
快適な生活実現
無償で申請、詳しくは気軽にお問い合わせ下さい。
フリーダイヤル 0120-830-592
畑田ガラス店
https://www.hatadagls.com 太子役場前西200m